
平成28年第5回大和町議会定例会会議録

平成28年9月7日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	後藤良春君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	櫻井貴子君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	櫻井和彦君	会計管理者兼会計課長	千坂俊範君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	佐藤三和子君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課長	内海義春君	農業委員会事務局長	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主任	本木祐二
次長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (馬場久雄君)

それでは、皆さん、おはようございます。

ちょっと時刻が早いんですが、皆さんおそろいですので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番堀籠英雄君及び14番高平聡雄君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

皆さん、おはようございます。2日目の1番目でございます。簡潔明朗に進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、私からは町長に1件質問いたします。質問内容は、もっと利用しやすい奨学金制度にです。

現在、町で行っている奨学金制度は、ここ数年募集人員枠に達しない状況であります。もっと利用してもらうために貸与基準の市町村民税所得割税額の緩和、貸与額の増加、貸与タイミング、入学準備金としても利用できるような拡大、利用対象者の拡大、専門学校1年課程を認めるとか、修士・博士課程まで広げてもらう。あとは、書類の簡素化、手続の簡素化、返済の免除、一部の免除ですか、相殺という形で記載

しましたが、などの項目見直しが必要と思われますが、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、現在町の奨学金貸与額につきましては、大学生は月額3万円、年額36万円、高校生は月額1万5,000円、年額18万円となっております。ここ5年間の奨学生認定状況につきましては、年度当たりおおむね10人前後でございましたが、平成28年度は大学生3人の認定としておりまして、現在償還を行っている奨学生は57名でございます。

議員ご質問の貸与基準の市町村民税所得割額の緩和についてでございますが、現在の基準につきましては、市町村民税所得割額から算定した収入金額で、ある程度の高収入、一応約何か900万円という基準を想定しておりますので、現在、現行の対応基準で今後も募集してまいりたいと考えております。

教育委員会では、借りやすい奨学金制度の検討を引き続き行っておりまして、貸与額の妥当性及び対象者の要件、貸与のタイミングを含めた事務手続等に関することが主ですが、来年度以降の事業の検討を行いたいと考えております。

質問にございました返済の免除でございますけれども、現行の制度につきましては、学業成績優秀で身体強健な学生・生徒で、経済的理由による就学困難なる者に対して貸与し、有用な人材育成を目的といたしております。内規により定めている成績基準につきましても、より明確なものに平成26年度に見直しを行ったところです。返済の免除等につきましては、奨学金貸与条例等で奨学生本人及び第1、第2連帯保証人に返還を義務づけておりまして、奨学生本人が亡くなった場合のみ免除することとしております。制度の目的に基づいて、現在57人に対しまして事業を実施しておりますので、現在の制度について変更することは現在考えておりません。今後もしも利用しやすい奨学金制度に努めていく必要があると考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

これから、暫時細かい質問をするわけですが、最初に町長の考え、奨学金制度そのものの考えと町としての奨学金制度、あくまでも国とかいろいろございますから、その一部の補助金であるとかいろいろあるかと思いますが、奨学金制度そのものと町としてその奨学金制度のあり方についてどのようにお考えなのか、その大筋をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

奨学金制度のあり方ということでございますけれども、先ほども申しましたとおりさまざまに勉強する環境をよくするというので、町としてお手伝いするということだと思っております。いろんな事情があつて経済的に大変な方といたしますか、そういった方々について応援をしていくということでございますけれども、町の税金を使っているということでございますか、応援と同時にその返済という義務といたしますか、そういったことにつきましても当然考えてもらふべきであろうと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

それでは、奨学金の現在の状況についてお聞きしたいと思います。

今、実際、現在償還を行っている奨学生とかがございましたが、ここ数年の応募者数、要は対象外になった方がいるのかどうか。実際は申し込んだんですけれども、対象から漏れたとか、応募者数ですか、本当にもう全員が審査に受かっていれば別なんですけれども、その辺の応募者数はどうなっているかというのと、今、滞納者数がどのぐらいいるのか。決算書を見ますと、滞納分が少し出ておりましたが、その滞納者数は何名ぐらいいるのかお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

応募者数とその貸与関係、あるいは滞納ということですが、その点につきましては教育総務課長からお答えいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

失礼します。

それでは、槻田議員さんのただいまのご質問にお答えしたいと思います。

応募者に対して、今まで全員の方に対して決定しているかと思えます。それから、ただいまの滞納者の人数につきましては7名でございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

今回の決算書を見ますと、高校生は3年間でございますが、1名の方が応募されているという形で私は捉えております。ですから、1年に3名ですか、定員枠3名でございますので、9人に対して1名が使っている。間違っていれば当然指摘して構いませんが、約10%。大学生は4年間でございますので、決算書から読み取れますのは24名の方が利用されているのかなと。定員枠10名なので4年間で40名なので、60%ぐらいが使っている。今、先ほどの答弁の中で、昨年度は大学生を3名しか認定していなかったという答弁がございました。では、ここ最近社会状況も変化していると思うんですけども、応募が少なかった理由はどのような理由を考えているのか、その辺の応募者が少なかった理由をお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

応募が少なかった理由ということでございますけれども、高校の場合はいろいろ制度も変わってきたということもあると思います。また、社会情勢が厳しい中でございますので、借りるという形でございますから、当然返済ということについても危惧といたしますか、心配は全くないわけではないんだろということがございます。あと、制度、金額的なもの等々、もっと大きくというお考えもありませんし、そうなった場合は逆に返済が大きくなるとうことがあったりということで、一概にこういった理由が、これがあったからというだけではなくさまざまな理由があるんだと思っています。今申し上げましたとおり制度の変化とか、社会の環境の変化とかも影響していることの一つではないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

私が質問した内容でちょっと質問したいと思えます。

貸与基準の市町村民税所得割税額の緩和ということにつきましては、答弁書でありまして、ある程度高収入者、900万円を想定する基準であるということでございます。目的としまして、経済的な理由により就業が困難である方、900万円という大きな枠でございますが、それにつきましては納得しましたので、この件は理解いたしました。この高校生の奨学金制度を先にお話ししたいと思えます。

今、高校生というのは、先ほど町長答弁があったように授業料の無料化とかがございまして、利用する方、今1名の方が利用しているだけだと思えますが、町の奨学金というのは貸与型というか、あくまでも返しなさいという制度でございますが、町の奨学金以外に給付型というのがございます。高校生でいいますと、高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学金給付制度などがあり、町の貸与型よりこの給付型を使ったほうが当然負担も少ないと思えますが、当然町の、ここでいう教育総務課に来た場合、そのような制度がありますのでそちらを利用したほうが皆さんのためになるという言い方は悪いですが、返済不要でございます。また、基準もちょっと私が調べさせていたのですけれども、そんなに厳しくございませぬ。ほとんど町の奨学金制度と同じなんですけれども、そちらを使ったほうがいいよとか、逆にそういう紹介をしているのかどうか。なるべくなら町民の方にもより利用しやすい奨学金、いろんな

ところで奨学金を使っていますから、そのような紹介をしているのかどうか、その辺についてお聞きしますが、お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この受け付けの窓口が教育委員会になっておりますので、そちらから答えてもらいます。

議 長 （馬場久雄君）
教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）
ただいまのご質問なんですけれども、町の奨学金の申し込みのときだけお話ししていきまして、ほかのところでやっているのは紹介しておりません。

議 長 （馬場久雄君）
槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）
この奨学金制度はあくまでも個人の借金に当たるわけですから、もし差し支えなければ、町民のことを考えてもらえれば、もっと無料で返さなくていいような制度もございますので、特に国でやっている制度でございますので、そういう紹介もしてもらえればありがたいかと思っております。

次の質問なんですけれども、大学等ですか、行くに当たっては当然毎月の学費のほかに入学するときのお金がかかります。答弁の中では検討するというお話だったかと思うんですけれども、この大和町奨学資金貸与条例の中の第8条に、学資金は毎月本人または本人の指定する者に交付する。ただし特別の事情があるときは数カ月分あわせて交付することができるという文言があります。この文言に、例えば入学時、当然かかりますから、まとめて1年分とか6カ月分とか払えるのかどうか。また、過去にそのようなことがあったのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいので、よろしくお

願いたします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
奨学金関係の制度につきましては、教育委員会から答弁させます。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。
これまでそういう状況についてはございませんでした。あった場合には審議会を開きまして検討していますけれども、経緯がなかったとっております。特別の事情ですか。(「文言を見ますと、数カ月まとめて交付することができる」の声あり)そういうお話もこれまでありませんでしたので、通常の貸与の方法でやっておりました。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)
もしそのような問い合わせがあった場合、どうしてもやっぱりお金がかかるのは入学金のとき、あとは県外に行ったときもどうしても入学のときにかかりますので、そのような問い合わせがあった場合は、検討をお願いしたいと思います。

次に、利用対象の枠なんですけれども、ちょっと私も質問いたしました。利用対象課程の拡大ということで、専門学校の1年課程、あと修士課程、博士課程については対象外と、答弁で検討するようなことを書いていますが、そのような捉え方でよろしいのかどうか。現状では、要は専門学校の1年課程、修士・博士課程については対象外であると。ただ、今後検討するよということでもよろしいのかどうか再確認したいと思いますので、お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、制度と申しますか、学校もいろいろ変わってきておりますので、専門学校とかもふえているようですね。そういったことで、その都度見直しはしていると思いますが、今後もそういったことは見直しをやっていくことになっていくと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

ぜひ見直しをお願いしたいと思います。

次、ちょっと返済の方法ですね。貸与型から給付型にいたしました。一部私の質問の中で返済の免除、一部免除ですか、相殺という言葉を使いましたが、について、ちょっと考えていないということがございました。自治体の中では、神奈川県藤沢市については何か給付型も考えているということがございます。私自身は無条件の給付型については反対でございます。理由としましては先ほど町長が言ったのと同じになりますが、税負担の公平性、あと、対象者の選定が難しいのではないかとということと、他の奨学金制度に給付型がございますので利用すればよろしいということがありまして、私も無条件の給付型は反対でございますが、一部免除ということについてちょっとお話ししたいんですけれども、例えば今、町で業種的に少ない業者ですね、保育士さんであるとか看護師さんであるとか、あとはどうしても定住を考えることに重点を置きまして、10年間住んでいたら一部免除する。先ほど私が言ったのは無条件免除じゃなくて、そのような形で昔でいうとでっち奉公というんですか、ちょっと言葉は悪いですけれども、そのような形で定住を考え、あとは県内の大学であれば一部免除とかそのようなやり方もあるかと思うんですけれども、そういうことも今検討は考えていないという形で、あくまでも借りた方は返してもらおうという形で考えているのかどうか、その辺、ちょっとお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在の条例の中ではそういった条項は入っておりませんので、現在のやり方と今のシステム上ではそれは難しいと考えます。いろいろ条件つきとかというものについて、そういったことも考えはあると思いますけれども、現在運行している条例がありますので、この中でちょっと難しいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

先ほど、神奈川県藤沢市の話をいたしました。今、この奨学金制度につきまして、新入社員の給料が低くて返済が大変だとか、非正規雇用社員が多いということもありまして、自己破産する方もいるという形で結構問題になっております。

私が一番問題にしたいのは、特に先ほど高校生の話をしましたが、未成年者、この申請はあくまでも借りる本人でございますので、例えば高校に入学する方は15歳で借金をする。となると誰が借りたのか、本人が借りるわけですがけれども、言い方をかえれば親が返しなさいよという形になり得ないのかなと。要は返済の責任の転嫁を招くのではないかというのを私は懸念しております。本来、普通という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、借金というのは働いている人がするという、私の個人的なことがございます。当然この奨学金制度、特に高校生に言いたいのは、もう高校生が終わった時点からマイナススタート、借金を抱えているというのが大きな問題なのかと。あと、大学生に限っては、今、来年度までですか、大学の募集枠が広げられるということもございまして、日大とか中央大は何百名規模でふやすということがあって、今誰でも大学に入れる。枠はですよ、あるような時代でございます。何を言いたいかといいますと、目的を持たないで大学に行く方が多すぎるのではないのかなと。それが大学の中退や職につけない方が多いのではないかと。

町の奨学金につきましては、死亡時以外は返済が必要ですよということでございますが、その辺の今の社会状況につきましては、その奨学金制度そのもので自己破産する方がいるということにつきましては、町長、その辺はどのようにお考えなのか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

奨学制度の自己破産という……。 （「要は言い方をかえれば、大和町の7名の方が滞納をしているわけですね。どのような理由かわかりませんが、その辺の状況」の声あり） 高校生の場合は中学を卒業してすぐという形になりますので、借り入れするというものに対する責任といったものについて非常に難しいといえますか、親の判断でということにもなるんだと思います。ただ、そういったこともありますので、町としましては本人と直接面接をしまして、そして書類審査の後に、決定する前に面接を本人といたしまして、高校生に限らずそういったことについて再度確認をして対応するようにしております。

そういった中で、就職等について厳しい環境がございますので、そのときになったときに残念ながら定職になかなかつけないということで、支払いが予定どおりにいかないということもあるということで滞納とかそういったケースになってくると思っております。その場合には第1、第2保証人を今つけておりまして、当然借りる段階で、そういったことがあった場合にはその保証人の方にお支払いしていただくということの確認を得た上で対応しているところでございますので、残念ながらご本人ができない場合にはそういった形でのお願いをするということになります。ただ、返済の方法とかそういったものについては、本人とお話をして、例えば毎月払うものを少し長くするとか、そういった支払いのやり方についての相談は町でも教育委員会でも応じてやっておると思っておりますので、そういった形で負担のないようにというわけにはまいりませんけれども、少しでも負担を軽減しながらの返済をお願いするという対応をしておりますし、これからもやっていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

奨学金は、最も多く利用している公的機関というのが日本学生支援機構、昔でいう育英会と言ったほうが皆さん、私の年代だとなじみがあるんですけども、約140万

人ほどいるとのこと。2.6人に1人、当然大学は夜間とかもございまして、昼ですと52%以上の方が日本学生支援機構から借りているということでございまして。また、国では奨学金制度の見直しをしております。これは選挙権が18歳以上になったからだという理由もありますが、貸与型の無利子型の拡大、世の中には利子型と無利子型とございまして、無利子型の拡大。あとは先ほど言った給付型の導入、拡大を検討しているということでございまして。

このような状況の中、私は一番疑問に思っているのが、今このような状況下で自治体でやる必要がある、必要というのは失礼ですね。やるところも絞ってやったらいいんじゃないのかと。要は厚い部分、先ほど大学生とか高校生とかはある程度国で免除されていますので、例えば専門学生とかある程度、使えないというのも失礼ですけども、もう少し対象を絞ってやったらよろしいのではないかとということが、一番私が提案したいこととございまして。

また、当然自治体や入学した学校のホームページを見ますと、お得な奨学金制度もあります。当然町でやっている貸与型よりは給付型を利用したほうが得でございまして、今貸与型の利子有りでも0.1%の金利で借りられるということもございまして。今、町の奨学金制度というのはある意味返済も楽という言い方は失礼かもしれませんが、額が少ないのもございまして、大学生で3万円ということとありますので、借りる方はもう複数のところから借りているということが現状ではないのかなと。それであればある程度一本化したほうがメリットがあるのかなと。貸与額につきましては上げると口では簡単に言うことができますが、どうせこれは返さなければいけないものでございましてから、そういう意味ではもっとほかの奨学金制度を利用してお得なほうがあれば利用してもらうのも一つなのではないのかなと思っております。

逆に町の奨学金制度なんですけど、答弁にもありましたが、やはり万人が利用しやすいというのはわかりますが、ある程度対象を絞ってお貸しする。ちょっと言い方が悪いんですけども、県外に行く方ではなくて地元の大学生とか、先ほど言った専門学校は余りちょっと見つけれなかったですけども、余り大学に比べればそういう奨学金制度も低いとかということがありますので、そういう形でどこか重きを置いてやるというのも一つではないかなと思っております。

あとは、定住促進の意味で、先ほど言ったように地元の大学、どうしても県外に行きますとなかなか戻ってこないというのもございまして、県内の大学に絞り込むとか、そのようなやり方も一つでございまして、これは別に定員枠でいっぱい借りたからいい、ナンバーワンとかというわけではなくて、あくまでも先ほどの目的にござい

ましたように本当に勉強したい方、あとは当然大学といっても壁は高いですから、そう簡単に借金の請求がないところもございますので、その辺、絞り込んでやる。検討するという答弁がございましたが、その辺もぜひ検討する上の一つとしていただきたいと思いますが、その辺につきまして町長のお考えがありましたら、お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

利用拡大ということで広げるほうの検討と私は解釈したところがありまして、いろんな方々に、多くの方々に利用してもらおうということは大切だということで、そういった検討をしていくと申し上げました。今絞り込むというご意見でございました。ちょっと逆……。そういう考え方も今言われれば、絞り込んでそこに重点的にという考え方も一つではあろうかとも思います。地元の大学とかと言ったときに、地元の大学に入ったから地元就職するというものでもないとかですね、いろいろ考えていくと色々なケースが出てくるので、議員さんのお話のような考え方も大事だと思いますが、両方あわせて中で考えていきたいと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

私の説明が悪かったのは認めます。利用しやすいというのはあくまでも幅が広がれば利用しやすいのかというのもございますし、先ほど言ったいろんな制度があるところに関しましてはそちらを使えばいいので、使いづらかった人は使いやすい利用しやすい人と、言い方、私の意思疎通がそういう形でちょっと質問させていただきました。

最後になりますが、奨学金制度につきましては税の負担の公平性、財源の確保、対象者の選定、給付のあり方など、また今後の国の動向を考慮した上で検討していただくという話もございましたので、再検討を提案して私からの一般質問を終わりますが、最後に町長のお考えをお聞きしたいと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

奨学制度といますか、町としましては当然大和町の子供たちの勉強する環境といますか、そういったものをお手伝いするということは大切な事業だと思っています。できるだけ多くの子供たちにそういった環境をつくってやりたいと思いますが、一方でお話しのとおりに受ける方もそういった、一生懸命勉強するといますか、そういった取り組み目的をしっかりとった中で取り組むという気持ちもしっかり持ってやってもらいたいと思います。

制度につきましては、町でできる制度、あるいはいろんな制度がございますので、そのとおりに一番その方にとって使いやすいといますか、そういった紹介とかそういったことも町としてはやっていく必要はあるんだと考えています。今後も子供たちが、生徒、学生の皆さんが勉強しやすい環境づくりというのは、いろんな角度から検討しながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

梶田雅之君。

5 番 (梶田雅之君)

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で梶田雅之君の一般質問を終わります。

次に、15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1件目は、学校教育と食育・地産地消についてであります。

子供たちに対する食育は、心身の成長、人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであります。近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子供を取り巻く「食」の環境も多様

化してきております。偏った栄養摂取、朝食の欠食、孤食などの食生活の乱れがあり、それが肥満傾向の増大につながり、そして生活習慣病を引き起こす一因となるなど「食」に起因するさまざまな健康課題が生じております。

当然ながら食育のメインは家庭であります。学校では給食が重要な食育の場と位置づけされております。学校給食はさまざまな課題を持つ子供にとっても栄養バランスのとれた食事であり、給食を通じて子供たちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう積極的に食育に取り組んでいくことが重要とされております。また、食育の生きた教材として献立の工夫、地場産品の活用と推進、米飯給食の一層の普及と定着を図ることなどが求められております。

こうしたことから、学校教育における食育の果たす役割は児童・生徒の健康維持と増進を図る上で重要であることから、本町の学校教育における食育の果たす役割と課題について教育長の考えをお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、堀籠日出子議員のご質問にお答えいたします。

学校給食と食育・地産地消についての質問にお答えします。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童・生徒の食に関する正しい理解、適切な判断力を養うことを目的としております。実施するに当たっては適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図ることと、7項目の目標が掲げられており、それに基づいて学校給食を実施しているところであります。

「食」の教育につきましては、給食センターに勤務しております栄養教諭、栄養士、そして各学校の学級担任により、それぞれの計画に基づいて食に関する指導を行っております。内容については、小学校低学年では好き嫌いなく食事をする事の大切さを、中学年ではよくかむことの大切さや、おやつのととり方、高学年では朝ご飯の大切さや栄養のバランスについて、中学生では成長期の食事や清涼飲料水の成分等について、児童・生徒の発達に応じたものになっております。また、各学校においては主に学級活動の時間や給食指導の時間に月ごとの目標に沿って指導を行っております。内容については、栄養教諭や栄養士と同様の題材もありますが、食事のマナーや正しい

姿勢でよくかんで、協力して配膳するなど、食生活全般について指導を行っております。毎月19日は食育の日とされていることから、大和町の食育かるたを利用し、大和町産の地場産品を使用した献立や郷土料理の提供を行っております。

また、米飯給食の一層の普及と定着につきましては、本町では米飯給食を3回から1回ふやし、週4回実施しており、ふやした分につきましては町費で負担をしております。

このような取り組みからも伺えますように、食の指導は児童・生徒が栄養のバランスを考えて食べることの大切さを理解し、自然の恩恵や食にかかわる方々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深め、「食」に関して正しい情報に基づき、適切な判断力を養うことができる能力を身につけることができることが大きな役割と考えております。

児童・生徒が学校等で学んだことを実践できる一番の場は家庭、地域であると思えます。学校は「食」の大切さの情報を家庭、地域へも発信し、食育の推進を図るために家庭、地域とどのように連携し、関係者がいかに一丸となって食育の取り組みができるかが課題と考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

「食」につきましては、影響教諭そして栄養士と各学校の学級担任によりまして計画に基づいた中で児童・生徒の発達に応じた指導、それから食生活全般にわたっての指導をいただいていることにつきましては理解できました。その中で今問題化されているのは児童・生徒の孤食と欠食であります。それで、大和食育第2期の食育推進計画の食育に関するアンケートの調査結果から質問させていただきます。

夕食につきましては家族そろって食べる、家族の誰かと食べる子供の割合が90%で家族団らんの中で食事をされているのかなというのはわかりましたけれども、しかしながら約10%の子供たちがまだ1人で食べている結果が出ております。朝食について1人で食べる子供の割合は平成20年度と平成25年度を比較しますと、小学校では改善されておりますが中学校では増加傾向にあります。朝食の欠食についても同じことが言えまして、小学生では平成20年度と平成25年度を比べますと改善はされていますが、中学校になりますとやっぱり増加傾向にあります。孤食につきましてはやはり

理由といたしまして、今現在核家族の増大、それから共働き世帯の増大によって子供さんが登校する時間の前に出勤しなくてはならないという理由など、さまざまな理由が上げられると思います。また、欠食につきましては子供たちのアンケートから見ますと、小学校、中学校ともに食欲がない、時間がないという結果が大部分のようでありました。

その中で、1人で食べる子供の割合、小学生では平成25年度では朝食15.0%、そして中学生では37.2%が1人で食べているという結果になっております。また、朝食を欠食する子供の割合、小学校5年生では6.9%、朝食を欠食する子供の中学生が20.5%と平成25年度の状況でなっておりますが、平成30年度の目標値が出ております。平成30年度の目標値にしますと、今現在平成25年度で15%だったものを7%に目標値として上げておまして、中学校でも平成25年度では37.2%、朝食30%以下に定めております。そして、欠食の小学生につきましては6.9%を2%まで、中学2年生の20.5%も2%まで、平成30年度の目標値として定めております。

このように、平成25年度の現状の数値が出ているわけでありましてけれども、この目標値に近づくための努力、どのような取り組みをされようとしているのかお尋ねいたします。特に中学校2年生ですと20.5%から2%以下に下げるといふこの目標値は、随分思い切った目標値かなと思うんですけれども、この辺についてお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、今の、大分数字的には厳しい状況があるということで目標値に達成できるのかということのお答えですが、まず目標値を設定したということはそれに向け努力をするということが大事だろうと考えております。

具体的にということなんですが、実は今年度、平成28年度に各学校にこれまで7点の指示事項がありました。1点ふやしました。というのは、つながりというものを大事にした教育活動をやってほしい。つまり、つながりというのは学校と家庭、学校と地域、担任と保護者のつながりを強くしてほしい。つまり、学校で願っていてもそれが地域や家庭に伝わっていないのあれば、具体的な行動は学校のみで終わってしまう。やはり家庭と学校が同じ歩調で行うためには、つながりをこれまで以上に大事にしてほしいんだと。また、つながりというのは、大分人口もふえておまして、他の地区

から転入される方々も多くおります。であればなおさら学校と保護者のつながりを大事する必要があるんだろうと考えております。この欠食、孤食についても学校の願い、現状を保護者に伝えることによって地域や保護者の協力が得られる。そのことによって幾らでも目標に近づけるような、そんな努力を平成30年までに行っていきたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

孤食や欠食というのは当然家庭にも取り組みが必要だと、ある問題があります。その中で学校と家庭、それが連携して、そして取り組んでいくということですので、ぜひ平成30年の目標値に向けまして何%でもいいですから改善できるような対策をぜひお願いしたいと思います。

それから、この数値というのは子供たちのアンケートから出てくる数値なんですが、多分子供たちにアンケートを渡して、そのアンケートから出てきた数字だと思うんです。そのアンケートはどこから出されたアンケートなのか、お尋ねいたします。またアンケートの内容はどのような内容か、お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、この大和の食育についてとりまとめをしております保健福祉課の課長さんに答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町で大和の食育第2期の推進計画を策定させていただきます際に、保健福祉課から

大和町の食生活推進計画に基づきましてアンケートをとらせていただいたところではございますけれども、そのアンケートの中身の詳細についてはちょっと今手持ちの資料がないものでございますので、後ほど確認をさせて、ご説明をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

アンケートについては内容がまだ手持ちがないということなのですが、やっぱり「食」の乱れは、いずれ成人になりましても生活習慣病になってしまうというリスクが高いと言われておりますので、やはり食事の時間というのは家族のコミュニケーションの場とともに家庭の食育を勉強する場でもありますので、本当に1人でも孤食とか欠食をなくすということは本当に大事なことだと考えております。

その中で、アンケートの手持ちがないということでしたが、アンケートのとり方もあると思うんです。その中でアンケートの内容として、やっぱりどうして食べないのかの理由、それから、どうしてほしいのか。そして、どうしたらいいのか。そういう子供の心の奥底に残っている思いとか、それから気持ちを知ることこういう孤食とか欠食、そういうものをなくす一つの改善策にもつながるんじゃないかなとも思うんですけれども、そのアンケートのとり方について、教育長、どのようにお伺いしましたか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今、アンケートのとり方ということでお話がありましたけれども、確かに手を挙げて人数を数えて終わりというのは、やはりアンケートの意味を成さないと思うんですね、結果は出ますけれども。やはりアンケートをとるといのは、今後どのように対策をとるかということに大きく影響しますので、今議員がおっしゃったような理由等も含めて記載することが望ましいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

ぜひアンケートの内容も研究しながら、そして、子供たちの思いを引き取りながら孤食、欠食の改善に努めていただきたいと思います。

それから、地産地消と残食について伺いたします。

学校給食の献立は、食育の生きた教材といたしまして栄養バランスのとれたおいしい給食、それから十分な栄養管理のもと、安全・安心な給食、そして、地場産品活用の推進、そして、米飯給食の普及を図ることなどが求められておるわけであります。そんな中で、給食センターにおかれましては日々献立に児童・生徒の健康と栄養を考えていただき、さらにはおいしく食べていただくという取り組みに大変ご苦労されているのかなと思っております。その中で、学校給食の地場産品はどのような食材というか、地元の品々が使われているのかお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは地場産品の品目についてお答えしたいと思います。

地場産品につきましてはこれまでも栄養士さんたちが考えまして、平成25年度については品目が8品目ですか。平成26年度につきましては品目は11品目、平成27年度は12品目とふえてきている状況にあります。その品目なんです、ナメコ、生シイタケ、キュウリ、ネギ、大根、キャベツ、白菜、マイタケ、トマト、パセリ、ハタケシメジ、リンゴという12品目になっております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

平成27年度では12品目ということであります。それでこれも目標値なんです、平成30年までに15品目を目標値に置いているわけでありますけれども、この地場産品の

中で、今JAあさひなどでは地場産品といたしましてアスパラガス、それからブドウ、ブルーベリーなどの栽培を推進いたしまして、それがだんだん定着しつつあります。なものですから、ぜひそういう、地元で栽培をやっている品目もこれからふえてくると思いますので、ぜひそれらの品目も取り入れた中で地産地消の拡大にぜひ努めていただければなと思っております。

当然平成30年までですので、今12品目のうちから3品目がふえるわけですがけれども、この3品目についてはこれから何を取り入れようとしているのかというのは、これから考えるということでもありますか。それとももう大体こういう品目を給食に取り入れようかなと思っているという、どちらか品目があるのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

具体的には何ということはありませんが、今議員さんからご紹介があったものにつきまして検討をしているようでございます。今地場産品を使うだけではなくて給食センターで取り組んでいることがありまして、地場産品を使つての単品のものではなくて加工するということを考えているんですね。それで地場産品を業者に購入をしていただいて、それをキノコグラタン、リンゴゼリー、マイタケメンチカツ、マイタケグラタンに加工していただいて給食として提供しているということもありますので、いろいろな形でもって、単品だけではなくて加工したものも含めて、これから地場産品の活用を進めていきたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

地場産品につきましては理解できました。

それで、今度残食についてなんです、学校給食の残食率は平成24年度は14.3%で、中学校につきましては17.7%ということでもあります。それで、これも目標値を15%以下にするということに掲げておりまして、平成26年度を見ますと、大和町が小学校で

13.3%、中学校で16.0%で、大分小学校についてはクリアしていますし、中学校についても大分残食については進んでいるのかなと思っております。しかしながら、この郡内の学校給食の残食率を見ますと、小学校で、大衡村だと平成26年度で9.6%、大郷で9.1%、富谷町で11.7%と、大和町では13.3%なので結構残食率が郡内では多いほうであります。また中学におきましても大衡村では5.5%、大郷で3.9%、富谷町では9.0%で大和町の中学校は16.0%という残食率が出ておりますので、やはり本町の残食率の多い理由とというか、給食といいますか、そういうのは把握されておりますか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

残食率の多い理由なんですけど、なかなかこの理由ということには起因しないだろうなど考えております。

ちなみに今議員さんからご紹介のあった数値、大衡、大郷、富谷がありましたけれども、ほかの市町も調べてみたんです。利府町が平成27年度は小・中学校の平均が16%なんですね。多賀城市については平成27年度の小学校が18.5%、中学校が15.4%。名取市につきましては平成27年度、小学校が18から20%、中学校が18から19%という回答を得ております。やはり、どの市町村でも残食については大変努力をなさっているんですけど難しい状況がある。ただ、やはり私自身が経験した中で見ていると、学級担任の声かけが一番大きいんだろうなと思います。やはり「食」に対する興味、関心を高めながら、やはり感謝の念を持って食べる。あるいは毎月出る献立表があるんですが、献立表の下には、たいわのかるたから、例えば5月であれば、顔が見えて安心、安全地産地消。右側には今月の地場産品、町内産として米、マイタケ、ナメコ、シイタケ、キュウリとか。6月であればかるたでは、地域の料理、子供に教えて伝えよう。地場産品については、町内はシイタケ、マイタケ、ナメコ、トマトですよとカレンダーにも入っておりますので、学校の担任が給食の際にいろいろと話をしあげることによって子供の食量といいますか、これまで以上にふえるのではないかな、進むのではないかなという思いでおります。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

なかなか郡内では大和町が高いんですけども、ほかの町村を見るとやはり残食率は高いのかなという思いはいたしました。そこから、学校給食から出る生ごみ、給食センター、それから残食あわせて生ごみの処理方法なんですけど、これにつきましては専門業者に処分を委託して、肥料や堆肥にリサイクルしましたというんですけども、子供たちを通して、残食がリサイクルして肥料とか堆肥になったというのは子供たちの目には映っているんでしょうか。食材のリサイクルについてお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

給食センターでは子供たちの残食とあわせて調理過程で出るような生ゴミとかがあるわけですね。それを分別、回収していただきまして、堆肥にできるものは堆肥に変えてもらっております。業者で、無料でそれを学校や保育所関係に配送してくれおりますので、自分たちの残食がこんな形でリサイクルといいますか、大事に有効活用されているんだということも子供には伝えてあります。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

そういう循環型社会の流れも子供たちにとって目に映っているというので、それはすごく教育の活動としてはいいことだなと思っております。当然小学校ですと各学年によって菜園をつくっていますし、また花壇なんかもつくっております、そういうものに多分リサイクルとして肥料なんかを入れているんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのことをもっと子供たちにもアピールしながら、そういう循環型社会の取り組みも教えていただければなと思っております。

それから、これはほかの県の事例なんですけれども、今農家は高齢化社会、それか

ら担い手不足ということで大体耕作放棄地が出ているわけです。ある自治体ではその耕作放棄地を学校米専用にするということで取り組みをしております、この地域の人が学校でつくった米は、当然その地域でとれた学校の米飯に使うための米としてやっているというか、地元でとれた米、耕作地でとれた米を学校米として専用に学校で食べてもらうという取り組みをしているところもありまして、とれた米はセンターでご飯を炊くのではなくて、学校独自で炊飯器でご飯を炊く。そして、給食のときにそれを食べることによって温かいご飯を食べられるという取り組みもしているところもあります。大和町ですと、農作業の農家でありますので、それぞれの学校単位でのそういう取り組みはできるのかなとは自分で思っているんですけども、やはりその取り組みには地元の方、それから農協、いろんな各団体の協力がなければ当然できるわけでもないんですけども、こういう事例があるということもまたお伝えしたいと思います。

これで最後になりますけれども、小池知事が新聞にこんなことを上げております。2020年、東京五輪、パラリンピックの新標語といたしまして、もったいない。もったいないを入れて国際語にしたいという考えを示しました。そして、これは「食」に対するだけのもったいないじゃなくて全ての面々についてももったいないという言葉が出ていると思うんですが、そして、もったいないは日本の美德。世界でてんぶら、おすし、その次にもったいないが出てくるぐらいにしたいということをお話しされております。今、日本の食糧自給率だと39%あります。やはり「食」に対しての自給率の低い中で食品というのは、本当に大事なことだと思っておりますので、ぜひこういうもったいないという言葉は子供たちにも引用させていただきまして、さながら食育の発展にしていだければと思いますので、この1件につきまして質問を終わります。

議長（馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、2件目に、防災行政無線の活用について質問を行います。

防災行政無線は、災害発生時に緊急かつ一斉に町民に情報伝達を行うことを目的としたもので、本町では屋外に拡声子基を整備し、運用しております。今日まで緊急防災情報のほか、町の行政情報や町民福祉の増進に資するための情報などが放送されてきております。防災無線は、緊急時の放送も含めて災害被害を未然に防ぐものでもあることから、緊急時には子局の活用も必要になってくるものではないかと思われまます。これまでの子局の活用と一般広報の活用の状況を伺います。

また、今後町民へのサービスとしてどのような取り組みが考えられるのか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、防災行政無線の活用についてでございますが、現在運用しております同報系の防災行政無線は、アナログ式の老朽化に伴いまして平成26年度と平成27年度の2カ年でデジタル式に更新を行ったものでございます。

運営につきましては、大和町防災行政無線施設管理運営規定に基づきまして、災害発生時の通報及び災害に関する予報並びに公害に関する注意報、その他緊急を要する事項を放送する防災広報と、防災広報以外の定時、臨時及び随時広報等を放送する一般広報の種別になります。一般広報の活用状況といたしましては、大和駐屯地からの依頼によります王城寺原演習場における射撃訓練等のお知らせ、大和警察署からの依頼によります交通事故防止の啓発、行方不明者の搜索願、不審者情報等、また黒川消防からの依頼によります火災予防運動、山火事防止の啓発などなど、町からの情報といたしましては、熊、猪の出没、有害鳥獣駆除のお知らせ、選挙の投票への呼びかけ等を行っております。

また、子局の活用といたしましては、子局に内蔵しておりますマイクを使用しまして、自主防災組織の避難訓練の呼びかけに利用されております。子局は今後地区内の

災害発生の情報や行事等の広報などに活用されることが考えられますが、適正な運用の範囲内においての活用について検討してまいります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

デジタル式に更新されたということで情報発信がさらに充実されたものと思っております。

それでは、質問させていただきます。

災害時の防災無線からの情報が発信されるわけでありますけれども、今回8月30日に台風10号によりますときに防災無線の情報とそれからエリアメールへの情報が発信されまして、それで、エリアメールの内容としますと、一般的なこともありました中で避難に時間のかかる方は早目の避難をお願いしますというやわらかなメールの発信でありました。そして、きのうも質問のありました要配慮者とそれから避難行動の要支援者への支援対策というので、避難準備情報が出されたときには健常者の皆さんは準備しなければならないなという情報で済むと思うんですが、やはり支援をいただく方々にとっては情報だけじゃなくて、そういう方々にもう一つ進んだ避難をするという、避難をしてくださいという情報が発信できないのかなと思ったんですけれども、その点について伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この防災無線を使ってということであれば、個々にというのはちょっと難しいと考えます。

議 長 （馬場久雄君）

日出子議員、多分防災無線のやつとさっきのエリアメールの関連はあるんですけれども、その辺、防災無線の活用についてできないとかというご質問だと思うんですけれども、その辺、もうちょっと関連づけて質問してください。

1 5 番 (堀籠日出子君)

わかりました。防災無線の情報とエリアメールの情報発信はまた別だということでもよろしいですか。だから、私が言いたいのは、防災無線で当然こういう状態ですという情報が流れますよね。それと別にエリアメールでの情報も発信されるわけです。8月30日にはいろいろあった中で、避難に時間のかかる方は避難の準備を、早めの避難をお願いしますというエリアメールが入りました。そんな中で、皆さんがそれを見ただけで、ああ、準備だなと思った中で、この間の台風10号の被害によりますと突然に水が出てきたとか、土砂が流れてきたというときに、やはり人の支援をいただかないと避難できない人たちはおくらせてしまうと思うんですよね。健常者の方たちはすぐに素早く逃げたりいろんなことができると思うんですけれども、やはり支援をいただく方々にとっては、やはり早目に避難をしてくださいというのではなくて、やっぱりもう避難をしてくださいという発信がエリアメールでできないものかなということなんです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

エリアメールにつきましては一斉に皆さんに情報が発信されますので、そういった特定の人と申しますか、そういった方々にだけ向けてというのはエリアメールとしてはちょっと難しいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

多分それは難しいと思うんです。ですけれども、結局支援をいただく方の名簿というのは民生委員さんとか区長さんとかがある程度把握してしまっていて、個々に地域の情報を持っているわけなんですけれども、ですから、個々に情報を出されないとしてもそういう避難に携わる方々に、こういう情報が出たときにはこういう方々には支援をいただかなければいけない人たちにはもう避難させてくださいよというか、そういう

事前の打ち合わせというか、そういうのは必要だと思うんですけども、町長、どう考えますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった情報の提供といいますか、そういったことだと思います。防災無線等では当然、全般の形になりますし、またエリアメールもそういった形になります。そういった中で、どの段階で移動するかという判断だと思いますけれども、準備情報というのはあくまでそういったものが考えられますので、準備をしてくださいという情報ではあります。ただ、そういった方々に時間がかかるからとか、そういった方々に対してもっと詳しい情報といいますか、お手伝いする人たちに対する情報という形になるんですよね。そういったことの基準的には、まだ準備情報でそこまでやってくれとかというそういった決まりといいますか、そういったものは今まだないのが現状だと思います。今後そういったことについて、どの段階でそういったものを流すのかという非常に難しい判断ではあるのですけれども、そういったものについて今後の課題としていかなければいけないのかなど。ただ、エリアもあるわけですし、そういったことがありますので、一概に施設とかそういったところと、要するにお手伝いをする人に対してという情報の流し方とその辺の区別といいますか、そういったこともあるのかと。きのう今野議員さんのご質問にもあったところでございますが、そういったところの課題というのはあると思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

早い情報で最小限に被害をなくすように努力していただきたいと思います。ぜひ課題として取り組んでいただきたいと思います。

それから、無線放送でいろんな被害状況とか、緊急の場合に放送されるわけなんですけど、すごい大雨のときとかは当然防災無線も聞こえなくなったりします。そしてまた、流れても聞き逃したなということで、それを知りたいというときに本町ではフリ

ーダイヤルによるテレホンサービスを行っております。そして、そのフリーダイヤルによるテレホンサービスなのですが、これは今現在どのぐらいの方が利用されているのかお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり防災無線を聞き逃したときには電話で確認ができるように、そして、それもフリーダイヤルでというシステムに変更いたしました。ただ、その利用率についてはちょっと……。じゃ、ちょっと利用率、いいですか。文屋室長から。

議 長 （馬場久雄君）

総務課危機対策室長文屋隆義君。

危機対策室長 （文屋隆義君）

ただいまの堀籠議員さんの質問にお答えいたします。

フリーダイヤルが7月1日から始まったわけなんですけれども、その前に有料での無線ダイヤルのサービスを行っておりました。それで、フリーダイヤル後にちょっとどのぐらいのアクセス数があるかというのは、まだちょっと調べていなかったんですが、その前の段階で、去年の9月からことしの5月あたりまで1,500回線ぐらいあったかと思います。その後については今のところまだ調べておりませんが、確実にその回数は増えているかと思います。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

このテレホンサービスなのですが、こういう設備があるということは町民の方々はほとんど知らないんじゃないかなと思っております。広報たいわには載っているんですけども、あるいは気をつけて見る人たちがどのぐらいいるのかなと思っております。そして、そんな中でやはり聞こえないよねとか、今の放送はどうだったんだよね

というお話も結構されますし、あとまた、今、消防車が出動したときにもフリーダイヤルで今どこどこが火事ですよとかなんとかという大まかな情報が知ることができるということも最近わかったんですけども、やはりそういういいシステムがあるのにやっぱり町民の人たちが知らないというのは、これはもったいないことだと思うんです。ですからこれをもっともっとPRするべきではないかなと思うんですけども、いかかですか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
PRすべきだと思っています。町でなかなかPRするすべといいますが、やっぱり広報がどうしてもそういった皆さんに全戸配付という形になりますので、それがまず第一になります。それから、機会があったときに我々からお話しするとか、また、議員さん方からもこういったいろんな機会にそういった情報としての提供もしていただければと思います。そういったものがありながら知っていただけていないという状況にあるのは、それこそ大変もったいない話になりますので、そういったことはしっかりやっていきたいと思っています。

議 長 （馬場久雄君）
堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）
それでは、最後になりますが、夕方、チャイムを童謡のメロディにしたらというのは、以前から質問をされていたところでもあります。それがいまだに実施されていない。私、夕方のチャイムというのは、やはり子供たちに帰るという時間だよというのを促すためにやっぱり童謡のメロディはすごくいいなと思っているんですけども、もう何年経過したんでしょうね、そういう質問が出てから。それでもまだ取り込まれていないということは、何があるのかなと思っているんですけども、町長にお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

童謡ということで以前に、前のアナログ方式ですと、あれはちょっと切りかえができなかった経緯があったと思っていました。それで、いろいろご質問があったんですが、なかなかそれができない。組み込まれた曲とといいますか、いわゆる。今度のデジタルの場合、その辺が可能なのちちょっと確認はしなければならないのですけれども、童謡でだめだということはないと考えます。どういった童謡がいいのか、今のチャイムもチャイムでまた皆さん知っておられるあれですのではという意見もあると思います。特別、前には切りかえができないという理由があってやってこなかったところですが、今はそういったものは多分、確認しますけれども、大丈夫、ないと思いますので、そういったご意見、改めていろいろ皆さんのご意見も聞いてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ぜひ検討をいただいて、そして、できるものから進めていただければなと思います。これで私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

次に、11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

では、私からは2件、まず1件目でございます。

日米演習の安全対策はということでございます。

今もやられていますけれども、日米共同演習が8月29日から9月8日まで王城寺原演習場で行われております。昨年の演習における吉岡での交通事故、過去には町内スーパーでの米兵の飲食事案なども生じております。演習に当たって3自治体では、東北防衛局への申し入れがないがしろにされているのではないかという疑問がある中で、防衛局の安全対策の申し入れと回答についてお尋ねをいたします。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、今年度の日米共同訓練につきまして、6月24日に公表されました国内における米海兵隊との実動訓練の対応の中で、王城寺原演習場において8月下旬から9月中旬の期間で実施されることが明らかにされました。さらに7月28日に公表された実動訓練の概要で、訓練実施部隊と訓練実施期間が8月29日から9月8日までと公表されました。宮城県大和町、色麻町、大衡村で構成しております王城寺原演習場対策協議会では、7月22日に王城寺原演習場における日米共同訓練の実施に関する要望書を東北防衛局及び陸上自衛隊東北方面総監部へ提出しております。

安全対策につきましては、米軍の滞在期間中、部隊の秩序と規律の厳格な維持及び米兵の外出はできる限り差し控えるよう米軍に申し入れること。やむを得ず外出する場合は陸上自衛隊、または東北防衛局の職員が同行し、米兵が車を運転することがないようにし、交通事故の防止に万全を期すことを要望いたしました。東北防衛局及び陸上自衛隊東北方面総監部からは、要望については米軍に申し入れ、訓練期間中の安全確保、情報提供に努めるとの回答があったところでございますが、今後も安全対策に万全を期すよう継続して要望してまいります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

まず、再質問させていただきます。

この中で、まず今年の豪雨の中、事故があったわけですが、この中にあります情報提供、事故についての報告というんですか、そういったものはあったんでしょうか。1件目、お伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事故とは去年の事故という意味でしょうか。去年の事故については情報といえますか、ございました。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

情報の提供は、去年の事故についてはあったようでございます。さらにこの中で、私が質問には書いておりましたけれども、これは共同演習ではございませんけれども、町内のスーパーにアメリカ兵さんが外出しているということについては、町当局の方も知らなかったということがございました。という中で、まずお聞きしたいのは、この回答書の中では安全対策については米軍の滞在中、交通事故の万全に期すことということ要望したということで、それに対して防衛局とそれから総監部では要望書については米軍に申し入れをするという回答だったようでございます。ということで、お聞きしたいのは、米軍に申し入れたということを確認されたのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確認といえますか、そういった実際やったので、いつ行ったんですかという確認はちょっとしておりません。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

では、米軍に申し入れ確認をやっぱりするべきであろうと思っております。というのは、なんというんですか、この間と言ったらあれですけども、例えば外出について控えてくださいという要望をしているんですけども、スーパーに出かけてきて

いるとか、そういう意味では本当に伝わっているのかなという疑問がある中で、やはり一つは防衛局なりその総監部から自衛隊に申し入れをしたということ。逆に言うと、それで米軍がわかりましたというのか、いいや、それはと言うのかはちょっとわかりませんが、やっぱり町当局としてはそこまで、3自治体になりますけれども、確認していただく必要があるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1つ、信頼関係というのはあるとは思いますが、その確認ということにつきましては、宮城県と大和町と3市町でやっていますので、この方々とその辺についてちょっと協議をしてみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

これから協議ということですので、ぜひ、やはりこちらの要望が伝わっているかどうか、この間の動きの中で、申しわけないけれども疑問があるということですので、

それから、ちょっと戻して申し訳ないんですけども、去年の事故につきましても、ここには米兵が車を運転することがないようにという、もしかすると去年のを受けてからのあれかもしれませんけれども、そういういう要望が出ている中での事故と私は理解しているんですけども、そういったことに対しての、町としては、ちょっと極端な言い方ですけども、何で車を運転して来るんだよという、町だからもう少し丁寧な言い方ですね。そういうのは困りますよという意思表示というのはしたんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

去年の事故に対しまして、そういった事実があったわけですので、そのことにつきましての対応と申しますか、もちろんそういったことがあってはいけないということ、それで、そういったことがないようにという申し入れはしております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

逆に言うというか、外出は控えるように、それからという中で車の運転もされていたということについては、やはり強く申し入れるべきではないのだろうかと思います。

それから、翻りまして要望内容、これは以前にも取り上げたことがあるんですけども、平成9年に米軍が来るというときには、申し入れた内容というのを確認いたしましたら、そのときの要望というのは一切の外出を禁止、それから祝日、休日、夜間、早朝の演習は禁止、演習時間は午前9時から午後9時まで、それから部隊の移動経路の公表などの意見書というのを提出しております。今回の中では大分後退したと言ったらいいんでしょうかしら、外出はできるだけ差し控えるように米軍に申し入れること。それからやむを得ず外出する場合は、職員が同行することという内容のようでございます。ということで、やはり要望というんですか、地元の要望はきっちり伝える必要があるのではないかと。相手に、何というんですか、相手の……。というようなことで、要望自体がちょっと後退をしているのではないかと印象を私は持つんですけども、そのことについての所見をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要望につきましては、そのときそのときの状況というのがいろいろあるわけですから、必ず毎回同じということではないと思います。ただ、町のそういった意向をしっかりと伝えるということは、要望としてそれもそのとおりだと思っております。これまでの経過、これまでの要望に対する前年度の対応、そういったことも踏まえての内容が本年度の要望と申しますか、なっていると考えておりますので、改善されている部

分については当然省くといいですか、そういったことになってくるところもありましようし、そういったこれまでの経過の中での要望内容につきましては少しずつ変わってくることもあり得るのではないかと思います。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

変わってくることもあるのでは……。確かにこの前、車の運転につきましても1項目つけ加えられていたようでございます。逆にかなり前のやつですけれども、その要望の中には外出についての禁止とか、演習時間は9時から5時までで夜間はやらないでくださいとか、そういう要望については後退させる必要がないのではないかと。要するに町の要望はあくまでも町の要望で、あるいは地元の町民の要望でございますので、それについては変える必要がないのではないかと思います、そのことについてのご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それはいろいろ考え方があるんだと思います。そういったお考えの方もおいででしょうし、先ほど言いました状況によって、その環境によって変わるといいますか、そういった内容が少し変わるということもあると思います。考え方はいろいろあります。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

考え方がいろいろあるという確かにそういうことでございますけれども、やはり、ただ、例えばアメリカ兵さんがスーパーに来る。そうすると今は防衛局の職員が同行しておられるようでございますけれども、やはりこれは、何というんでしょう、当初

の町あるいは参加町村の要望からすると、今は何というんでしょう、公認みたいな形で、今あるいは実質的な合意事項として外出には防衛局の職員がついてくればいいんだよというのが町としてもゴーサインを出しているように私には見えるわけですが、やはりここは申し入れとしてはしっかりとした線を引くべきではないかと思うんですが、そのことについてお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろな個々の対応についてこちらからも申し入れ、向こうでもといますか、相手の方でもそれに対してこういった対応でどうですか、こういった対応をしてやることでどうですかということがあって改善がされてきているんだと思うんですね。ですから、平成9年といますか、あのときには大変ないろんな心配事があって、それでいろんなことがあったわけですが、その後の対応の中で、そういった同行をして買い物をするとか、そういったことについて向こうも対応してきているということでございますから全て一律にこうということではなくて、そこはお互いの考え方の整理といますか、そういったことがあってもそれはいいのではないかと私は思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

町長の言うところのいろんな考えがあってもいいんじゃないかということかもしれませんが、やはり基本的には私は当初の内容で頑張るのがやっぱり町の責任じゃないかという思いをしております。という中で、あんまり意見は言えないんでしょうけれども、意見を言って1問目については終わらせていただきます。

2件目でございます。

まほろば2丁目周辺の安全対策ということで、吉岡まほろば2丁目は急速に住宅がふえて子供が急増したにもかかわらず、交通安全と生活面の取り組みがおくれています。県警からはおてんとさん西側交差点の信号の設置要望を受けていますよという改

めての説明がありました。町道古熊野堂線並びに団地内の要所に停止線を引く、あるいは「子供飛び出し注意」などの標識の設置は町独自でも可能ということでございますので、そしてまた同様の要望が杜の丘からも寄せられております。早急な対応を求めるものでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問ですが、町道古熊野堂線並びに団地内の要所に停止線を引いて「子供飛び出し注意」あるいは「一時停止」などの標識設置ということでございますが、この件につきましては6月の定例会でもご質問がありましたが、停止線と一時停止の交通標識につきましては、道路交通法第4条第1項の規定に基づいて、都道府県公安委員会が設置するものでございます。町独自での設置はできないものですので、これは引き続き大和町または警察署と設置について協議を行ってまいります。

また「子供飛び出し注意」等の看板設置については、設置が可能かどうかいろいろ現地調査を行ったところですが、単独での設置については難しい状況から、十字路交差点内の十字標示などの代替策等を含めて再度検討してまいりたいと考えております。

また、杜の丘地区につきましてはそういった情報の収集をしながら、現地の状況を確認してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻議員、ここで、お昼が近いので暫時休憩したいと思いますので、午後の質疑、答弁にしたいと思います。

休憩します。

再開は、午後1時とします。

午前 11時53分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

では、休憩前に引き続いて質問を続けさせていただきます。

今回、6月に質問したにもかかわらずというんですか、続けてやったのには、先ほど午前中にもお話を申し上げましたけれども、初めてなんですけれども、県警さんから、以前に大和警察署さんにおてんとさんのところの信号、それからそのほかにまほろば2丁目のさまざまところの要望を申し上げたところでございますが、それに対して説明をしていただけるということがございました。それで、もしかしてすぐに入るのかなという期待のもとで県庁に行ってお話を伺ったわけでございますけれども、その中で、先ほど申し上げたように交差点への信号の要望というのは受けておりますというご説明があったわけでございます。それだけで、その後もこうなりますよとかそういう話は今ということではなくて、そういう説明というんですか、そういうことがありました。それと同時にその話の中で、こちらで出した町内のさまざまな要望も、これは警察さんじゃないよなという部分も上げたわけですが、その部分については道路の管理者の部分にもなりますよというお話もあった中で、やはりそういうふうに取り組んでいただけるのなら、こちらも警察さんじゃない部分ももう一度聞いてみようかなという意味合いも込めまして今回もう一度質問をさせていただいたところでございます。

そういう中で、先ほどのご答弁にございましたけれども、いわゆる看板というんですか、「子供飛び出し注意」の看板等については単独では難しいので、いわゆる十文字標示というんですか、交差点への標示で注意を喚起するという方向であるというご答弁をいただいたところでございます。

ということで、それと同時に、実はちょっと都市建設課にも同じような要望を3月に大和町と同じように上げたところでございます。そのときには杜の丘については具体のやつを出していなかったの、ちょっと無理筋の質問になって申しわけなかったかなと思うんですけれども、杜の丘につきましても、やはり情報の収集をしていただいて、さまざまな声があることだけは確かなんですが、この場所とまほろば2丁目についてもそうなのでございますが、具体的にここにほしいという、実はそういうものは上がっていなかったところでございます。

そういう中で、逆に町で調査していただいたということだと思っておりますので、

ぜひとも杜の丘につきましてもそういう現地の調査、ここにも確認してまいりたいということでございますので、引き続き進めていただきたいなということでございます。

ということで、もう一度というんですか、そういったところの確認を町長にお願いしたいなと思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

交通安全対策ということですので、町でできる分、建設にお願いする分、県警にお願いする分、いろいろあります。また、土地、場所についても看板等につきましても民地であったりということでさまざまな課題もありますので、そういったものについて現地調査とかそういったことをしながらやっていきたいと先ほど申し上げたところ
です。

杜の丘につきましても議員さんのところにも具体的にはないんだという話で、町でもちょっとその辺は皆さんからいろいろそういったご意見とかを聞きながら必要なところに設置を考えてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ちょっと一言だけ。

杜の丘につきましてもいわゆる看板とかそういうのじゃなくて「一時停止」とかそういうものについては要望としては上がっているんですけども、これは町じゃないなということで、先ほどそういう言い方もしたわけでございます。ぜひともさまざまな形でカーブミラーであったり、あるいは看板であったり「一時停止」であったり、まだまだ見るところによれば新しい町でございますので、なかなか完成という言い方がいいのかな、できていないように私も見受けられますので、ぜひともまたそういう状況を見ながら進めていただければと思います。

ということで、私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、16番大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきますが、平成19年12月以降、8年9カ月振りの一般質問でありますので、大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

通告に従って2件目2要旨、質問させていただきますが、最初に、大災害後の対応についてということで、平成23年3月11日の東日本大震災、さらには昨年9月11日の関東・東北豪雨災害は、未曾有の大災害でございました。発生当時は、町長初め職員の皆さんの昼夜を問わずのご支援、さらには多くの団体の皆さん、さらに多くの皆様方のご協力によって危機を乗り越えられたわけでございますが、しかし、東日本大震災以降いまだ通行どめになっている箇所があります。沢渡中見山線の通行どめや吉田瀬野久沢の約7ヘクタール、1,200本の立木が流出し、地すべりが発生している。このことについては二次災害が想定されることから、早急に対応を講じるべきであると思います。さらには宮床山田松倉国有林9.55ヘクタールの地すべりの対応をどう考えているか、町長の所見を伺います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、初めに沢渡中見山線の通行どめ、そして、吉田瀬野久沢約7ヘクタール、1,200本の立木が流出して二次災害が想定されることから、早急な対策を講じるべきとのご質問にお答えします。

東日本大震災で現在も通行どめになっております沢渡中見山線でございますが、東日本大震災の激しい揺れに伴いまして2つの橋が大きな被害を受けましたが、復旧につきましては、復旧の災害採択要件を満たさないため通行どめとしておりました。また、三畑地区住民全戸が集団移転となった結果、町道を利用する町民が著しく少なくなっていることや、迂回路もあることから通行どめの措置をいたしたところでございます。

その後、昨年9月11日の関東・東北豪雨により吉田瀬野久沢の約7ヘクタールですか、の林地が1,200本の立木とともに崩落し、吉田川にその一部が流出しているところでございます。吉田瀬野久沢崩壊部分につきましては、土地の所有者でございます吉田財産区と分収造林契約を結んでいます宮城県林業公社、さらに地上権を設定しております一般社団法人吉田愛林公益会と協議を進めておりますが、協議の結果、二次災害を防ぐため、吉田川に流出した部分を含めた立木1,200本につきましては、宮城県林業公社が伐採をし、下流への流出を防ぐこととなっております。さらに吉田川に流出した土砂につきましては、宮城県仙台土木事務所で立木伐採後に撤去することになっております。

また、今後の対策といたしましては、周辺一体が地すべりをしていることから、宮城県に治山事業の事業化を強く要望しております。

次に、宮床山田松倉国有林9.55ヘクタールの地すべり地の対応でございます。

宮床山田松倉国有林の分収造林につきましては、昭和32年12月に国と町に分収造林契約を締結しておりまして、さらに昭和33年1月に町と山田地区とで部分林造成契約を締結し、国有林の施業は山田地区で行い、伐採による町の収入80%のうち、町は20%、山田地区が80%で分配することになっており、伐採を行っております。

さて、地すべりが発生した場所につきましては、昨年9月24日に町と東北森林管理局宮城北部森林管理署宮床生産森林組合と立会いを行っておりますが、その際、その地すべり箇所は国有地ではないので、国による作業道の復旧事業はできないとの回答をいただいております。しかし、国有林分収造成林の伐採に伴う作業道等の建設につきましては、環境に配慮するように今後関係者、関係機関と協議してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

大須賀啓君。

1 6 番 (大須賀啓君)

ご丁寧な答弁をいただきまして感謝申し上げますが、町長、今さら何でとお思いでしょうね、この大災害の対応。

私は、たまたま宮床吉田地区で議員財産区生産組合愛林公益会で作っている団体があります。大和町林業地域振興協議会であります。この会議が6月27日だったと思うんですが、午後2時から役員会がありまして、この災害の報告を聞かされました。

まずはびっくりしました。まずはびっくりして、その日に現地を見させていただきました。さらにびっくりです。町長もご存じだと思いますが、何と申しますか、町道が押し流されてといえいいんですか、川に。山が地すべりで下がっているといいますが、落ちてるといいますか、そういう景観。全く、町道はもちろん町道らしくない状況でありました。さらに立木が、ここに1,200本と書いてありますがそれ以上に、7ヘクタールですから、植林したときは1,000平米に300本ぐらい植林するんだそうです。1反歩に300本ぐらいですから、7ヘクタールですから2,100本ぐらいの植林、さらには間伐したりして少なめに1,400本ぐらいあるかと思うんですが、さらに少なめに1,200本という本数を言わせていただいておりますが、この木が流れ落ちた、地すべりをした山に1,200本の木が、町長、あるんですよ。川にももう、川を塞いでいるんですよ、状況は。その川幅が2倍から3倍ぐらいになっているんです。ちょうど嘉太神ダムの下流200メートルぐらいですかね、二、三百メートルのところですよ。まずそれを見たとき、私はびっくりしましたし、本当に私も3月まで議長をやらせていただきました。この9月11日の豪雨によってそのような状況の場所があったのかという思い。しかも間もなく1年でありますが、いまだ何日前に現地視察しましたし、もちろん6月27日、その後2回、3回ですか、写真もあります嘉太神ダム停滞は振興事務所で何か工事着工間もないというお話でありますが、このことは町長、もちろん嘉太神ダムの工事も大事であります。しかし、ここに、嘉太神ダムに行くまでの最短距離ではないですか、この町道は。町長の答弁ですと、通行どめにした理由、三畑地区の住民が集団移転をし、町道を利用する町民が著しく少なくなっているということではありますが、さらには迂回路もある。確かにあります。そういう理由で町長、町道の災害のあの現場を、あるいは町道をそのままにしておく。県にもお話をされたとは伺っておりますが、いつごろなのか。

私は、くどいのでありますが、この間の台風10号が宮城県、我が町を通過していったら去年の災害以上の大災害が発生したのではないかと推測します。1,200本近くの木が流れるだけでも私は大変な大災害、人命救助ももちろん大事です、一番。財産も大事です。農地も大事です。去年の災害で農地といいますが、手厚い手当もしていただきました。しかし、山はどうでしょう。この山を守って懸命な努力をしている皆さんからすれば、納得のいかない思いもたくさんあるのではないかと思います。この理由で町長、町道の整備、さらには橋も2カ所落ちているんですね。大きな橋ではございませんが、橋も2カ所落ちているんです、嘉太神ダムの手前の橋。

ですから、これはやっぱり東日本大震災なり、あるいは去年の関東・東北の豪雨の

ようなときにもちろんなったわけですから、これはやっぱり県なり国の補助金なり、お力をいただいて整備する必要が私はあったのではないかと思うのでありますが、この回答を見ますと、災害採択要件を満たさない。どういう満たさない方法があるのか。満たす方法もあるのではないかと思うんですね、あのぐらいの大雨による大災害でありますから。そして、やっぱり町の財政といいますか、負担の少ない、そういった災害のときにやるのも一つの手法ではないのかなと思いますが、町長、いかがですか、その点について。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問でございますが、中見山線につきましては確かに大震災のときの災害でございました。それで、橋につきましても落橋はしていなかった状況でございますが、橋脚部分といいますか、そちらの部分が危険でしたので、土のう等で補修をした経緯がございます。ただ、それ以上、通行どめということでしたので、今お話にあったとおりの状況にありました。採択の要件がいろいろあるのではないかということでございますが、さっきも言いましたけれども、ほかの迂回路もあるという判断もして、その状況になっておったところでございます。

そういった中で、昨年9月11日の大雨がございまして、それで瀬野久沢が崩落をしたところでございます。これにつきましても、大須賀議員お話しのとおり、今の状況でございますので、そのことについて言いわけはできないと思っております。

今そのことにつきまして、実はこの回答の後に、もうちょっと動きがあったのですが、現地で県と林業公社との立ち会いの中、処理について伐採等々のことで話し合いが持たれました。道路より上側といいますか、道路ののり面側といいますか、北側といいますか、そちらについては今伐採をすることによってまた次の災害等も心配されるという状況が改めて確認されております。それで、まず道路より下の部分につきまして伐採をして、そして、その後早速仙台土木でその部分についての土砂の撤去をやるということで基本的に話し合いがついております。

それから、のりの上のほうですが、これについては治山事業においてやりながら立木も除去といいますか、伐採するほうがより安全であるということございまして、これにつきましては、今仙台の県の振興事務所で、来年度の治山事業ということで準

備を進めていただいております。

現状のことを申し上げましたが、これまでの経過につきましては、いろいろ議員のお話のとおりだと思っております。

なお、道路につきましても治山事業の対応の中で考えることができないか、さらに県とかそういったところも協議をしてみたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

そのとおりだと言われると再質問ができなくなるんですが、町長。何といいますか、本当にくどいようであります。私が気にしているのは立木です。本当に大雨が降らなければいいと毎日願っていますよ。町道の入り口に民家が1軒あるんです。護岸工事されていますから、前回の雨では難を逃れたようではありますが、あの立木が流れれば簡単にあの護岸工事は破壊されると思います。さらには何千本の木が大雨で流れてきたときに、想像しただけで、町長、言葉にならないのではないですか、想像しただけで。そして、去年の大災害でもそうでしたが、大和町は本当に大変な災害を被ったわけでありまして、本当に川下の方々、あるいは農家の方々、多くの方々が大変な目にあったわけでありまして、50年とも100年とも言えない大災害でありました。ただ、ああいう雨がここ最近いろんなところで発生していますので、あとはしばらく来ないんだという考え方、あるいは思いは、それは私は間違いであろうと思っておりますし、今ニュースで見ますと、13号もまた接近してくるようでありますので、本当にあの立木が流れるような大雨が降らないでほしい。本当に大変な大災害に、2次災害につながると私は想定をしております。

去年の9月11日の大災害で、今お話ししている場所も災害場所には指定されていたんですか。さらに県には、あの場所はいつごろ報告といいますか、速やかな報告をされたのか、あるいはいつごろだったのか。地上権設定をしている愛林公益会のお話を聞きますと、何か4月中ごろ、県の林業振興部の方が吉田地区から行っているようですが、その方のお話ですと、何で今ごろなんだというお話をされたようであります。ですから、話の食い違いかもしれませんが、そういった話が浮上もしておりますし、果たしていつごろそういった振興事務所なり林業部なり、あるいは土木事務所なり、土木事務所では9日に来るというお話をちょっと聞いたんですが、聞いていま

せんか。いずれにしても、去年の9月11日の災害、いつの時点でそういったお話なり要請なりをしたのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その当時の工程というのはちょっと私、今、数字的に持っておりませんので、担当から。

それから、9日に来るというお話につきまして、きのう、おととい現場を確認したときに土木事務所が来て、その辺もまとめてといいますか、都市建設課長から。

議 長 （馬場久雄君）
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

大須賀議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年9月11日の大災害に際しまして、町道としまして町内一円、準用河川一円を調査いたしました。その中で沢渡中見山線を含む林地がすべり落ちたという現地確認を行っております。さらにその上の橋についても片側の橋台が落ちて落橋寸前になっているという報告も受けております。

私どもからすると、河川に流出したものですから、そのことについては仙台土木に連絡をいたしまして、その月の末頃ですか、土木事務所現場を一応確認はしたという話を伺っております。土木事務所ではその後振興事務所にどのように連絡したのかちょっとわかりませんが、その確認はしてないところでございます。

それから、今月9日、現地に仙台土木で愛林公益会とともに立ち合いをするというお話につきましては、きょう朝に確認をとっております。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

9月末、震災後、若干の時間はありますが、早目の連絡というか、対応だったと私は思うんでありますが、そうではないお話も聞いております。ずっと後でないかと。ですから、何で今ごろなのやというお話ね。もっと早く言ってもらえれば、もっと早い対応があったのだというお話も聞いております。ですから、これは私が直接確認したわけではありませんからはっきりは言い切れませんが、いずれにしてもあのような災害、もう1年なんなんとしているわけですから、本当に大雨が降ったら後悔といたしますか、それだけが残るのではないかととも思いますし、そして、保安林指定の山ですものね。そして、地すべりが起きないように財産区の山を愛林公益会が地上権設定しておりますので、植林をして、防止策をして、手入れをして19年になるそうですね、年輪、19年と言いました。ですから、毎年2回ぐらい山の手入れをしながら、お金をかけて育ててきた木であると伺っております。やっぱり町長、山に対しても、町民憲章にもあるんですから、船形山を仰ぎ、七ツ森を愛し、吉田川の流れにという思いからしましても、2次災害を防ぐのはもちろんであります、やっぱり山にもっともっと関心を持っていただいて、そして、管理、整備といたしますか、をしていただく必要があるのではないかとと思いますが、その辺について町長の思いを伺いたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町、山林7割でございます。そういった意味では大切な財産だと思っておりますし、また、その管理についても必要だと思います。今、財産区のあるところは、財産区の管理する部分については財産区の皆さんにもご協力をもらってやっているところでございますし、または、生産森林組合、愛林公益会等々の皆さんからのご協力もいただいております。町の大切な財産でございますので、こういったものは、そういった危険箇所のそういったことも含めて、町としてもそういった体制はしっかりとっていかねばいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

しつこいようですから、やめたいと思いますが、とにかく町長、今の川に、道路に押し流されております立木は、本当に1,200本は下らないわけでありますから、本当に大雨が降りますと流れるのは絶対間違いない。もう川に入っているわけですからね。思いますので、本当に緊急の対策が私は必要である。県任せ、振興事務所任せ、お話ししたということだけではなくて、やっぱりこういうのは、大変失礼でありますけれども、町長みずからがやっぱりトップに立って行動を示していただければ物事は早いのではないかなと感じますので、ひとつよい方向で検討していただきたいと思います。

次なのでありますが、山田松倉山の件でありますけれども、この件につきましては私の通告の仕方が悪かったのだと反省もしておりますし、おわびもしたいところであります。私から見ますと地すべりに感じ、見ましたが、山の崩れというよりは、答弁にもありましたように植林、木を伐採して作業道をつくったわけでありますが、この木の搬出による作業道でありますから、本当に小まめに円を書くような作業道をつくったんです。そのことによって大雨で流された、道路の部分が。私らが行って見たときには本当に地すべりみたいな感じでしたから。ですから、そういう表現をさせていただきましたが、実際山が地すべりというよりは、そういった作業道といいますか、搬出道を小まめにつくって搬出された山でありますし、そういう意味で私は地すべりという思いで通告をさせていただきましたが、言ってみれば作業道の崩壊といいますか、それは町でも確認してもらってご理解いただけるんだろうと思います。いずれにしても今木の伐採といいますと、馬やワイヤをつってというよりは重機で出すのが常でありまして、本当に思うように山に搬出道路を重機でつくるわけでありますので、その後の対応が悪いと大雨のときに必ずやその作業道の崩壊といいますか、松倉沢は一例であります。滝ノ原奥の観光造林も約45町歩ぐらいあるんですが、あれも四、五年前に伐採して、あれは松倉沢、山みたいなので、ありません。本当にどうにもならない、植林もできない、そういう状況であります。これからいろんなところで伐期に来ている山が多いと思われまして、その後の対策を同じようにやられますと同じような結果を生み出すんだろうという思いで一般質問をさせていただきましたので、この件については町の佐々木課長も後藤課長も立ち合いで現場を確認させていただきましたし、見させていただきました。台風前に私も行きましたし、台風後にも行って状況は変わっています、雨で。地肌が見えておりましたので、やっぱり流されているんだなという思いで確認をしてきましたが、この件については、この山田の松倉沢に限らずいろんなところでこれから伐期に来ている木が切られるわけでありますので、その後の対応、町としても……。何でこの質問に入れたかという、やっぱり町が変わ

っておりますから、本来は合併前、宮床村が契約しているんですよ、国有林と。合併して、その後町と国有林、さらに山田部落とのそういう契約があつて、町がかかわっているものですから、あえて通告をさせていただきましたので、その辺も今後の検討として同じような結果が出ないように、ひとつお願いをしたいと思います、町長、一言だけ答弁願います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この山田松倉というところにつきましてもそうですが、お話しのとおり伐期が来ている山が結構あると思っています。今、伐採するに当たっては、どうしても大型機械で縦横無尽にといったら変ですけれども、そういう形になっておりまして、その作業道が非常にいろんなところにつくられてしまう状況にあるという現状、そういったところが大雨で土が崩れたり、土砂崩れになったりということの状況であります。

こういったことについて、伐採する人がもちろん考えなければいけないことではあると思いますけれども、そういった配慮について町としてできる部分については、当然関係する部分についてはそういった関係機関としっかりとその後についても、その後には町で直すとかというのはなかなか難しい話になってきますので、搬出する際について、そういったものをどういう状況にするとか、そういった条件といいますか、そういった話し合いをした中で、今後の伐採とかをしていかないと、ずっとこういったことが継続になってしまうのかなという思いもあります。そういった伐採をする際にそういった協議をしっかりとやって、その後そういった心配のないような伐採をしてもらう、あるいは植林をするに当たってもそういったことがやりやすい、そういったものができるような協議をしながら、伐採作業とかをお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

少し戻りますけれども、申しわけないんですが、町長、瀬野久沢の、今お話しした立木が流れているその向かい側、真向かいの山も台風前に崩れ、台風後にまた大きく

地すべりを起こしている。何か近くに町長の山もあると言っていたけれども、真向かいに。まず、そういう状況の場所でありますから、対応をというか、検討をよくしていただきたいと思います。それでは、1件目については終わります。

議 長 （馬場久雄君）

2件目に入りますね。

大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

2件目、子育て支援住宅の整備についてということであります。

この子育て支援住宅につきましては、同僚議員が改選前も何度も何人もの方から質問をされておりますし、議会でも町でも、もう4年ぐらい前にもなりますか、四、五年前からこのことについては真剣に取り組んでおられることでもあります。今回の一般質問をしなくてもよいのではないかと思います、スピードアップをしていただきたいために一般質問をさせていただきました。

子育て支援住宅の整備について、宮床・吉田・鶴巢・落合地区は、児童の大幅な減少により複式学級など活気ある学校活動が減少しております。地域活動にも大きな支障が生じるなど、新たな課題ができています。

生活環境・子育て環境・教育環境等を考慮され、子育て支援住宅の建設について早急に整備されるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子育て支援住宅の整備についてでございます。

子育て支援住宅等の整備は、都市計画マスタープランの中心市街地及び住宅地の配置方針にあり、また小学校への通学の利便性の面からも宮床・吉田・鶴巢・落合地区の学校周辺部が適地であると考えております。宮床・吉田地区の学校周辺部は都市計画区域外のため住宅建設が可能ですが、鶴巢・落合地区の学校周辺部は市街化調整区域のために原則として住宅建設が認められない地区となっており、ここが大きな課題となっております。

ことし3月の議会全員協議会で子育て支援住宅等の経緯についてご説明しておりますが、その中の市街化調整区域内での住宅建設が可能な手法について、県の指導を受けながら検討中という項目がございましたが、この項目につきましては県開発審議会で申請し、知事指定を受けることによって市街化調整区域内での開発許可を受ける手法について県の指導をいただいております。

これまで課題といたしました市街化調整区域での公営住宅整備手法について、県から今指導をいただいておりますので、今回の9月議会の補正において4地区についての大和町地域定住策検討業務にかかわります補正予算をお願いしております。この業務の内容につきましては宮床・吉田・鶴巣・落合地区の特性を踏まえた子育て支援住宅等の基本方針の策定と、各地区の整備内容を検討し、適用する事業手法を整理して整備候補地を検討するものでございます。

整備候補地の選定に当たりましては、町有地以外のまとまった広さの土地を新たに取得する場合には多額の費用がかかりますので、基本的には町有地財産区誘致との考えを持ちながら、ご質問にございます生活環境・子育て環境・教育環境等に配慮した中で整備候補地を選定したいと考えております。

事業の実施に向けましては、今後とも議員の皆様方のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 (馬場久雄君)
大須賀啓君。

16番 (大須賀啓君)

ただいまの回答も大変ご苦労なされたのではないかと思います。感謝、町長が書いたのではないべからぬ。

この子育て支援住宅は、本当に我々議員もですし、町の執行部、あるいは職員の皆さんも長年になりますか、四、五年というと私は長く思うのでありますが、話題になって日夜努力を重ねてきた事業の一つであると私は認識しております。

今、大和町人口伸び率は日本で3番目ということですが、この陰といいますが、原点にはやっぱり何と云っても、昭和59年でしたか、仙台北部工業団地が昭和59年に造成されているんです。一部分譲開始が昭和63年の10月であります。さらに、町長、私は思うに、今のこの人口になった陰には、大きな力といいますが、原動力といいますが、見ますと工業団地はもとより、昭和61年度に大和・富谷の土地区画整理組

合、昭和62年には吉岡東土地区画整理組合、さらに昭和63年、吉岡南土地区画整理組合、さらに平成7年大和・富谷南富吉土地区画整理組合、さらに大和インター周辺、これは平成9年、そして、最後が吉岡南、これは平成13年。こういった土地区画整理組合の事業がなければ今の人口はもちろんないですよ。ですから、本当にこの事業に当たっては歴代の町長初め職員の方々、そして、議会の方々、多くの皆さんが大和町発展の志を強くして、そして、その結果が現在に私は至っているのではないかと思います。単純に調べてみましたら、吉岡南1丁目、2丁目、3丁目、まほろば2丁目、さらにもみじヶ丘1、2、3、杜の丘1、2、3あわせた人口が1万4,964名ですからね。これには宮床の場合ですと、施設も減っておりますが、このぐらいの人口が、この区画整理組合事業によってこの人口増になっていると言っても決して過言ではないのではないのでしょうか。そういう意味で、何を言いたいかということ、昭和30年に大和町が合併しまして、当時の大和町の人口は1万9,825名。合併後3年、4年間ですか、2万人に達成したんです。昭和34年には2万1,242人。その後はずっと31年間1万9,000台、1万8,000台であります。ですから、平成3年になって、やっとなという表現は間違いだろうと思いますが、2万人に達成しているんです。それからずっと少しずつふえておまして、現在2万8,550人ですか、8月現在で。ですから、私は、これは区画整理組合の事業とイコール完成と同時に少しずつではありますが人口がふえてきているということでないのかなと思います。反面、合併して人口がふえないのは吉岡を除いて旧4村です。宮床・吉田・鶴巣・落合は約半減しております。ですから、おのずと少子化、子供たちも少ないということと私はつながるのではないかと思います。

そういう意味で子育て支援住宅という話題になっておりますが、もっともこれは非常に近々の課題でもありますし、宮床・落合からは請願で出ておりましたし、吉田からは要望でこの子育て支援住宅については出ておりましたので、そして、議会でも取り上げてまして採択をしております。3月11日に社文の委員長報告にあったとおりでありますし、これは町長、私はこの子育て支援住宅は、いろんな理由、事情は町からすればあると思いますよ。市街化調整とかいろんな理由はあるかと思いますが、町で本気でやると思うならば、いろんな手法は、私はあると思うんです、いろんなやり方が。民間に頼るばかりではなくて、なかなか民間で難しければ、やっぱり町でやるとか、そういった手法があるのではないかと私は思うのでありますが、あんまり民間というお話でずっと来ましたから、それはそれで私は否定しませんよ。ただ、やっぱり4地区、回答にもありますが、いろんな問題があるわけですから、それをクリアす

るのにはやっぱりいろんな手法が私はあると思いますから、それを見出してやっぱり早期の実現をしていただきたいと思いますし、そして、余り差別なく、宮床が先にやって最後の地区が10年もかかったなんていうのでは不平等でありますから、これは規模にもよるかと思います。余り差別なく、これも難しいかと思いますが、やっぱり町でやるんですから、そして今、町長、税金もどんどん右肩上がりになって上がっているじゃないですか。今こういった施策を思い切ってやるのも私はまちづくりの一つだと思います。町長、どう思いますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町北部工業団地をつくって、食住近接のまちづくりということで、北部工業団地のほかにさまざまな住宅団地ですか、そういったものをつくって、さきほど大須賀議員お話しのとおり各地区にそういった住宅をつくり、今人口が張りついて、2万8,500人ということでございます。

先ほどお話がありましたようにその半分が住宅団地の方々ということで、いわゆる旧町村といいますか、旧町といいますか、そういったところについては残念ながら減少傾向にあるという状況、実態でございます。

そういった中で、子育て支援住宅は我々も大事な施策だと思っておりますし、議員皆様からも前からいろんなご提言もご提案もいただきました。また各地区から要望、要請もあったところでございまして、いろいろ取り組んできたところでございます。それぞれに課題が、それぞれの地区といいますか、課題がある中で、そういった、また今大須賀議員からお話しのとおり平等性といいますか、そういったことも考えなければいけないというのは当然だと思っております。そういったものの整理をいろいろやってきたところでありまして、今回調整区域ですか、についての建物を建てる手法といいますか、そういったものを県の指導を受けながら、ある方向性が見えてきておるところでございます。そういった体制が整ってきておりますので、随分おくれてしまつて、私ももっと早くこれはできるのではないか、やらなければいけないという思いがあったのですが、いろいろなことでこういう状況になっておりますが、今回改めてと言ったらあれですが、そういった調査をする費用ということで今回の議会の補正もお願いしているところでございます。具体に見える状況に今までなっていなかった

ものですから、そういったものが早く見えるように努力してまいりたいと思いますし、手法につきましては、そのとおりいろんな方法があると思っております。ですから、それぞれの地区に同じようなやり方で、同じものが建つということではなくて、やっぱりそういったその地区に合ったやり方、合ったといいますか、そういったものがそれぞれあるんだともちろん思っております。ですから、民間の力ももちろんですけども、それ以外の町でやるということも手法の一つだと思っておりますし、そういったところについては画一的に全て同じ方法ということではなくて、一番いい方法、それぞれの地区に一番見合った方法、そういった中での整備を考えていきたいと思っております。このことにつきましては、前々からの大きな課題でありますし、町としても、また皆さんからも大変な大事な事業であるということをお互いに理解されているところでございます。しっかり、そして積極的に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀啓君。

1 6 番 （大須賀啓君）

町長が積極的に取り組むということですから、やめたいと思いますが、町長、やっぱり請願なり要望を、住民なり町民から議会なり町長に出されているということは、やっぱり我々議員も民意を反映させなければならないという使命感もありますし、町長初め町の皆さんも本当に昼夜を問わずまちづくりのために一生懸命努力なされているということは、私も承知しているつもりであります。ただ、やっぱりそういった要望、請願を無にすることなく、町長お話しされたようにやっぱり早めの対応をしていただいて、複式学級から学校閉鎖とかということにならないように、やっぱり中学校はやむなしにしても、小学校はそれぞれの地域のコミュニティーの場だと私は思っておりますので、そうでなくても難波分校がなくなって非常に宮床地区の皆さんはさびしい思いをしているところでありますので、ひとつ早目の子育て支援住宅、本当にきょう補正予算で説明があるんだろうと思いますが、これもお金がもったいないなという思いをしているわけではありますが、町としてはいろんな調査をするためにそういった貴重なお金を使わざるを得ないという思いもわかります。やっぱり町長、議員皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいという言葉であります。それはやっぱり全協なんかしないで、どんどん本議会で提案していただいているいろいろ議論をして、やっ

ぱり我々だって大事なとうとい1票を投じていただいての議員でありますから、やっぱり、そして住民にもわかるように、伝わるような議会なり、あるいはまちづくりなどをさせていただければ私はよろしいのではないかと思います。

最後に、この子育て支援住宅もよろしいのでありますが、旧吉岡を除いた4地区にやっぱりもう少し民間の開発なりができるような見直しなりなんなりも私は必要でないかと思います。

町長、ご存じだと思いますけれども、2040年、平成50年には、これはあくまでも将来の人口の推計でありますけれども、2万人に戻るんですね。2万2,700人になるんですよ。これから24年後ですよ。24年なんてすぐじゃないですか。ですから、区画整理なんていうのは何十年もかかりますよね、計画から始まって。人が住みつくまで相当な年数もかかります。西部地区開発もしかり、やっぱりそういった、極端に24年後、また2万2,700人に戻るようでは、これはやっぱりまちづくりとしてまずいのではないかと私は思います。ですから、子育て支援住宅を中心にやっぱり4地区のそういった市街化調整なりの見直し、あるいはいろんな見直しも含めてしていただければ幸いですと思いますが、町長、今のお話、どのように感じますか。一言お話を賜りたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人口につきましては、今大和町はふえてはおりますけれども、議員お話しのとおり将来的には今後ふえるということではなく、減る傾向にあるということは事実だと思います。今、まち・ひと・しごとでも、計画ですね、そういったものに歯どめをかけるということで、できるだけ減らないといえますか、そういった対応をそれぞれの町が苦勞しておるところでございます。当然大和町としましてもそういった中で人口が減らないようにという努力、工夫はしっかりやっていかなければいけないと思っております。そのための手法というものにつきましてもいろんな方法があるんだと思っております。そういった中の一つとして子育て支援住宅というのが大きな役割を占めると思っておりますので、そちらをまずやっていきたいと思いますが、そのほかにも、町がせっかくこうやって元気な町になっておりますので、皆さんが、先輩たちがつくってきた町を、人を減らすようなことなく元気な町にしていくべく、努力してまいり

たいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)
大須賀啓君。

1 6 番 (大須賀啓君)
以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議 長 (馬場久雄君)
以上で大須賀啓君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。
休憩の時間は10分間とします。

午後2時06分 休 憩

午後2時16分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問をいただく前に、教育総務課長佐藤三和子さんから先ほどの槻田議員の質問に対して回答の訂正があるそうですので、お願ひします。

教育総務課長 (佐藤三和子君)

先ほどの槻田議員さんの奨学金の貸与の質問がございました。
回答として応募があった方に全員にお貸ししているという回答をいたしましたが、所得基準とか、それから成績において今までには貸与基準を満たしていない方もおりまして、満たしていない方に不採用としたケースがございました。訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (馬場久雄君)
それでは、引き続き一般質問を行います。
14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

人口減少時代の水道料金はどうなるのかということで、お尋ねをします。

2040年、平成52年時点で日本全国の各水道事業者が赤字経営にならないためには、その約98%で水道料金の値上げが必要であり、約55%は今後、平成29年度までに実施する必要があるとの推計結果が民間の研究機関で昨年2月に公表されました。人口減少社会では、各水道事業者の収入は、人口と連動して右肩下がり減少していきます。もし、今のままの形の水道を維持をしようとしたならば、将来の水道料金はいつの時点でどれぐらいになるのか、本町として中長期の事業計画はあるのでしょうか。人口増加が注目される本町であっても、将来の人口減少を見据えた検討は当然必要となります。また、現行水道料金の成り立ちと近隣町村との料金格差、平均家庭使用料が高いのではないかという意見も聞いておりますが、これについての見解や、人口が減少局面に入った場合の料金高騰を回避する方策をお示しいただきたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、人口減少社会を迎えることとなる将来、今のままの形の水道を維持しようとする場合、将来の水道料金を踏まえた本町としての中長期の事業はあるのかということでございますが、厚生労働省では平成16年の6月に我が国の水道の現状と将来見通しを分析、評価し、水道のあるべき将来像について、全ての水道事業関係者が共通認識を持ってその実現のための具体的な施策や工程を包括的に示す水道ビジョンを公表いたしました。その後、平成25年3月に今の水道を次の世代に継承するため、地域とともに信頼を未来につなぐ日本の水道を基本理念としました新水道ビジョンを公表しました。これらのビジョンを受けまして、本町では安全で安心なおいしい水道水の安定供給を将来にわたり維持させるため、水道事業を取り巻く諸課題の現状と将来の見通しを分析、評価し、目指すべき将来像と未来につなぐ水道事業の実現のため、大和町水道事業中期経営計画を平成26年度に策定しております。平成22年度の経営成績と財政状況について業務指標を使い、全国及び類似団体と比較し、公共性、料金、

資産状況、財務状況、施設効率、生産性の評価を行った結果に基づき、明らかになった課題とその対策に取り組むこととしております。

経営の課題といたしましては、1つに財源の確保、2番目に業務の改善、3番目に人材の育成と確保を上げ、対策を打ち出しております。

財源の確保については、現行の用途別料金体系から水量比例型従量料金を導入した口径別料金体系へ移行し、料金回収率の向上と経営収支の安定化を図り、事業経営の財源を確保する必要があること。

業務の改善については、多様化するお客様ニーズに対応するため、単純業務等は第三者へ委託を行うなど、業務の改善を図る必要があること。

人材の育成と確保につきましては、水道技術職員は今後10年間で激減し、技術の継承が危惧されることから、計画的な技術職員の採用と専用技術職の育成、退職技術職員との定期的な交流組織を立ち上げ、必要な人員を確保する必要があるとまとめております。

加えて、今後施設の方針が拡張事業と同じように時期によって突出してしまい、単年度における負担が大きく経営に支障を及ぼす可能性があるため、法定耐用年数による更新を各施設により法定耐用年数に1.1から1.5倍とし、今後の資本的支出を平準化するため、大和町水道事業アセットマネジメントを作成しております。中長期経営計画及びアセットマネジメント計画については、今後の決算を反映させ、その動向に注視しながら安全で安心なおいしい水道水の安定供給に向けて今後とも努力してまいります。

次に、現行水道料金の成り立ちと近隣町村との料金格差、平均家庭使用料が高いのではについての見解と、人口減少局面に入った場合の料金高騰を回避する方策についてお答えしたいと思います。

現行の水道料金は、平成6年4月使用分から前の基本料金税抜きで2,400円から現在の2,100円に、超過料金につきましても1立方メートル当たり240円から210円に値下げを実施いたしております。値下げの主な理由といたしましては、水道高料金対策により全国的な水道料金の格差縮小を目指した国の施策により、本町も実施指定団体に指定されたことによるものでございます。

水道事業につきましては、独立採算制を原則としており、地方公営企業法に、公正、妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬと規定されております。この原則とまちづくりとの整合を図り、各町村の水道料金が決定

されているものと認識しております。

近隣町村との格差につきましては、郡内で申しますと、富谷町におきましては口径別基本料金、これは基本水量はなしなのですが、この料金と1立方メートルからの逓増料金となっております。大郷町におきましては、口径別基本料金、基本水量が10立方メートルと定額の超過料金、大衡村におきましては、口径別基本料金を基本水量10立方メートルと超過部分については口径別逓増料金となっております。本町の水道料金は、基本料金、基本水量10立方メートルと定額の超過料金、メーター使用料の構成となっております。

現在の戸建て一般家庭においてはメーター口径20メーター、1カ月使用水量、平成27年度実績で約20立方メートルとなっておりますので、各町村について試算いたしますと、富谷町が税抜きで3,590円、大郷町では6,300円、大衡村が5,300円。本町につきましては4,450円となっております。

本町の水道料金につきましては、本年3月議会定例会代表質疑におきまして、全国的に導入事例が多い逓増従量料金制の体系検討とあわせて水道料金の検討を行ってまいりたいと回答いたしております。

現在の水道料金につきましては、創設以来のメーター使用料や工場等により使えば使うほど他町村より有利になる体系となっていることなどから、逓増料金制度検討とあわせ、一般生活者へさらなる配慮など、今後検討してまいりたいと考えております。

今後の水道料金の高騰につきましては、先に説明させていただきました中長期計画及びアセットマネジメントを有効に活用するとともに施設管理の公益委託や事業体の統合など、全国的にいろいろな事例がございます。その事例についても検証するとともに本町としても今後取り組むべき方策について検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ここでお尋ねをしたベースとなる将来の水道料金が高くなるとの想定が出ているわけなのですが、これは水の安全保障戦略機構事務局と監査法人共同で、全国の自治体、事業体を個別に検証したものなんですけれども、このデータというものはご認識はありますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
認識といたしますか、データとして見ております。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ご回答いただいた中に、お伺いした、要するに今後の人口減少とそれに合わせた大和町水道事業についての見通し、このことについて回答の中では読み切れるような方向性というか、推計というものが具体的に示されていないんですが、大和町の人口推計についてはどういうご認識をお持ちになっているのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
今後ずっとふえていくということではなくて、減少してくることは想定されます。さきのまち・ひと・しごと、または計画の中で試算しておりまして、いわゆる一般的に言われているものと若干違うんですが、町は町としての人口推計を持っております。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

一般論として私は現在の、要するに所有しているハードで、組織、そういったものを前提にして、水道料金は人口が減少した場合には当然上がるんじゃないかと、単純にそう思うんですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今の状況で同じ体系で行けばそういうことになっていくと思います。設備につきま
しては、水道管とかそういったものがあるわけですので、減らすわけにはいかないところ
でもございますし、そうした場合にはどうしても人口といたしますか、利用者の方に
負担が少しふえていくというのは、そういう考え方をされています。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）
前段で伺ったまち・ひと・しごと地方創生による町のデータを私も手元に持っている
んですが、2035年ですか、これがピークでそこからは下がる傾向だと。町長がおっ
しゃられたまちの創生と、それまで使われた大和町の人口の減少幅の間には2万
6,000余名と2万2,000余名ということで、4,000人ぐらいの減少の仕方が同じ2040年
についても違っているわけなんですけど、これは町で推計しているというのは期待値を
込めての2万6,000人を想定しているのか、自然に、これまでのデータで見る2万
2,000人が、このままで行くと妥当な数字に落ちつくのか。その辺の認識については
どうなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
期待値といたしますか、努力目標といたしますか、そういった部分はあると思いますが、
それを維持していきたいという目標値ですね。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

ということで、そういう努力に努力を重ねて2万6,000人だとすると、これまで見られていた人口減少の局面での経営よりはまだ若干改善の余地があるのかとは思いますが、実際に人口減少になった際の具体的なシミュレーションというか、中期計画をお持ちであるとおっしゃっていますが、このことについて、現在の料金からどういう変化をしていくんだろうという想定はなされたことがあるのか、町長自身がそういう想定をしたことがあるのか、事業体としてそういうことを見通しているのかお尋ねをします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

中長期計画を立ててと申し上げましたけれども、その時点での推計といたしますか、そういった中で事業計画と見ております。水道料金という見方ではないのですが、事業としての採算の問題といたしますか、そういった形でそういったシミュレーションはしております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これまでのお話の中で、人口は減る、同じ規模の施設、あるいは事業を継続していくとすると、料金は当然その分上がらざるを得ないのではないかという認識を持っていらっしゃるというお話が聞けました。

それに対する備えというものも事業全体としては把握しているというお話なんですが、このことについてよりリアルにというか、実際に水道料金に反映させる場合には、当然今おっしゃったように料金が上がるということが少なからずも想定できて、これをただ単に使用料金に単純に反映させるということではないにしても、少なからずも個人の方々からいただく料金というのは上げざるを得ないと。100%の回収を個人からしない場合の補填については、基本的には下がった分の差額というのはどういう形で補填されてくるというふうに、事業全体を黒字にさせるためにはどういうことが起

きてくるかということ想定されているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

赤字になってきた場合ということだと思いますが、急遽町からの補填ということも一つのことがあるかもしれません。それから、料金体系ということになるんですけども、今町でやっている料金体系等いろんな料金体系がございます。そういったときにご負担は当然もらうわけなんですけれども、どういった層といいますか、業界といいますか、そういった方に負担をやってもらうかとか、そういった見方の考えもあると思っております。そういったことの中で不足分を補っていくといいますか、そういったことを考えていかなければいけない。金だけの話をすればそういうことです。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今、お話にあったように私も多分財政的な差額については一義的には事業体である町からの、特に一般会計からの補填に頼らざるを得ないというのが現実だと思うんです。ですから、水道料金プラス税金からの補填と自然はなっていく。それを極力避けなければならぬ。そのためには今の段階からさまざまな手段を講じて、そうならないような、料金もできるだけ現在と変わらない、あるいはもっと下げるんだったらそれにこしたことはないですから、そのことについての研究はしていかなければいけないのではないかとということになると思います。

先ほど伺った推計、要するに民間での研究機関で出した推計を参考にお話をさせていただくと、全国の水道事業体で、平均して今後どのぐらい料金が2040年段階で変わっていくのかということ推計した場合に、大和町は37%、お手元の資料をごらんになっていただくとおわかりになりますが、全体の平均値で34%、ですから、平均より大和町は上なんです。ほかの黒川郡の3町村については平均値を下回る。要するに34%以下になる。特に富谷町の場合はさほど上がらないんです。なぜそうなのかということも含めて大和町は、先ほど現段階での料金でも大郷、大衡よりは現時点では安

く設定されている。しかし、もともとは高料金で国からの指示を受けるぐらい原価が高く、料金設定も高かったという現実があって、半分強制で下げさせられたということも含めて現在の数値になっております。

今後の動向を見ても、黒川の4町村の中では平均値を上回ってしまうという推計もなされているということで、大和町の場合は、原価は高いし、今後の見通しも今言ったようにそう明るくないということで、ほかの自治体に比べて危機感を持つことは多くて当たり前で、これまでと同じような発想のもとではいてはいけないということはもう目に見えているという状況に来ていると思います。

原価が高い理由については、何か責任水量が大きいんだとか、そういうもともとの広域水道との契約の段階までさかのぼらないと、料金の設定については今さらという話があるということは何っております。しかし、そういうことに終始して、今後、だから仕入れ原価が高いからやむを得ないんだよというところに落ちつくわけにはいかないと思うんですが、その認識について共有していただけるものなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員もお話しのとおり、原価が高いということについてはそのとおり、スタート時点で供給数量の確保については、北部工業団地等々に対する水の使用ということも当然あつての確保だつたと思いますけれども、その量が非常に大きいということです。実際倍ぐらいのものがありますので、ですから、その分が高い。原価が高いということ。それから、大和町の場合は面積が広いものですから、その施設配管とか、そういったものについても当然長くなります。そういったこともあって、維持についても非常にコンパクトな地域とは違うといえますか、そういった部分があると思っております。ただ、だからといって、おっしゃるとおり値段が、水道料が高くていいというものではないものですから、そういったところの工夫なり、そういったことをしっかりやって、少しでも安く、低減していく努力はしっかりやっっていかなければいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

そこで、ご回答にあるように、それを克服していくために現在考えているのが財源の確保だとか、人材の育成だとか、業務の改善だとかということで3点ほどお話をいただきました。でも、私としては、これは内側のというか、現在の守備範囲の中で想定することに終始しているというか、抜本改善にはなかなか厳しいんじゃないかなという見通しを私はせざるを得ないというかね。

先ほど言いましたが、この段階で人口減少が確定して、料金が高くなるんだということを前提にして、それを平準化するだとかということじゃなくて、維持するという、高値安定じゃなくて現在の水準を維持するだとか、そのためにはどうしたらいいかという抜本的な検討を加える必要があるんじゃないかということなんです。そのためには、1番は現在の経営の状態については、公営企業会計ということになっておりますが、要するに携わっている方々にしか分析できないような、要するに全然見えていないというか、全体像が。先ほどお話があった減価償却だとか、資産の今後の老朽化だとかも含めて、収入と出の中で毎年決算の時期にいただいているデータでは見えないことが多すぎて、どこを改善していったらいいのかということが検討できるような状況にはないと思うわけです。ですから、世の中によく使われる言葉で見える化というんですか、要するに経営全体が一定の方々に理解できるぐらいまで、まずは自分たちで数字を拾い、洗い出して、経営の現状と将来に向けてはどうなるかということも含めてデータを見える化しなければならないということがまず第1点。

それとあわせて、先ほどから申し上げているように自分たちの将来像はこうしたいんだということを設定しなければいけないんですよ。時の流れにそのまま流されるということではなくて、大和町の水道は現在の料金体系を堅持したいというのであれば、そこに向けての努力が初めて発生するということだと思うんですよ。ですから、少なくともここにいらっしゃる方々がおつくりになった人口推計に合わせた、努力目標に合わせた、世の中のこれまで使われたデータよりも多少上目の数字でも構わないですから、そこに合わせた人口減少対策についての目標設定をしなければならないということだと思います。

3点目は、これは回答の中にも若干触れられておりますが、これは周知の事実で、大和町水道会計という範囲にとどまるものではなくて、要するに広域会計、言ってみれば大崎広域会計なのか宮城県の水道会計になるのか、そういったように各町村での会計の範囲にとどまってはいけないということだと思います。要するに同じ事務所が

それぞれ町村にあって、管理者がそこにおいて、計器盤がそこにあるということではなしに、人材も財産も共有できるものは共有して、切り捨てるものは全てそぎ落とすということになっていかなければならない。そして、民間委託とおっしゃっていますが、そういう広域の事業体にした上で、さらにはより外部委託をしていくということによって究極のコストダウンを図る。それぐらいの決意がないと、利用者に安易に料金設定での負担を求めなければならなくなると思いますが、このことについて町長のご見解をお尋ねしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

水道事業につきましては、企業会計になっております。そういった会計でございますので、見える化というものについてはもっとやり方があって、データの集計とかがあると思いますが、究極的にといたしますか、今3番目におっしゃった民間化というのが最終的にはそこに行ったら一番いいんだろうと、目標に行くんだろうと私は思います、やっていくに当たって。

それまでの準備といたしますか、過程についてはいろいろ難しさがあると思います。公益をやっていくということもありましょうし、公益をやるにしても料金体系から違っているわけですし、施設の持っているものから違ってくるわけでございますので、そういったものの調整というか、それは当然あるんだと思っておりますけれども、ただ、今一番非効率な形でやっている。それぞれの町村がそれぞれに持って、ともすると同じ場所に2つのタンクがあって、1つで済むものを2つでやっているというか、そういったこともあるわけですから、そういったことから言えば、そういったものをまずできる部分からといたしますか、公益化をしていく、そして、コストといたしますか、維持費につきましても、また次の建設といたしますか、そういったものにつきましても下げていく。そして、民間活力、民間のそれをもって、料金を下げていくということについては究極的にはそこが一番大きな、最終的な目標は民間に全部、例えば宮城県だったら宮城県エリア、あるいはそういった中でやっていくのが一番本来のあり方といたしますか、そうあるのが一番いいんだろうと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今のことが実現することによって事業形態が強固な抜本的な体制になるということは共通の認識として私も持っております。これまでも、歴代の担当の課長さんからさまざまな機会にご意見を伺って、広域連携についてはどうなんだと。あるいは施設の共同利用についてはどうなんだというディスカッションというか、意見の、世間話の範囲の中でのディスカッションをさせていただいて、それは共通でやっぱり思いは同じなんです。でも、少なくとも私がこの職に就任してからそういう動きというのは、目に見える形では進んでいない。これは現実なんです。担当課長さん同士の事由関連な意見交換の中では多分そういう話も出ているんだろうと思いますが、究極は、やっぱり先ほどおっしゃったようにそれぞれの懐事情だとか、財産の問題だとか、料金体系に至るまで、それぞれでさまざまなことをやってきているので、これは言ってみれば担当さん同士での事務協議で済むような問題ではないということは明白なんです。ということはどういうことかということ、まさに先ほど町長がおっしゃったようなことを町長自身がそういう場面に積極的に発言をされていくということ以外にこのことを解決していく術はないということとイコールだと私は思うんです。ですから、これまで本気でなかったということではなくて、今後は本気でそういう議論をしていかなければならないというスタンスで事を進めていただきたいということで、お話を申し上げますが、私の認識は間違っていますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

広域化とかそういったものについては、もちろん担当の人たちの下の積み上げというのはあるわけですが、決定といいますか、そういった方向に進めるにはそれぞれのリーダーがそういった思いの中で進めていくということが、まずそこからスタートだとは思いますが

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

いずれにつけても、この問題は昔からいろいろ言われてきて、特に大和町の場合は料金が高い高いという誤解もあります。そういうことも含めて言われ続けて何年じゃないですけども、そういうところから一歩も脱却できていないということですし、あえて今回このテーマを申し上げて、大和町の現状を議論させていただきました。これは先ほど前提で申し上げたように日本全国でこの問題に直面していると言っても過言ではないというか、我々よりももっと厳しいところがいっぱいあるんです。県内であれば女川だとか、気仙沼だとかというのはもう想定では相当高い水道料金で、こんな払えるわけがないんじゃないかというところまで行かざるを得ないということ。そういうことを踏まえた中で、みずからご発言をされたように、今後は町のトップが水道料金に対して本腰を入れて抜本的な経営計画を立てるところにお進みをいただくということを強く申し上げたいと思いますが、お答えをいただきたいと思いません。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

どの自治体の皆さんといいますか、トップの方々もその認識は間違いなく持っておいでだと思います。ただ、それが足並みそろって一緒に行けるかどうかという問題、それから、現状の、やっぱりまだ足りない部分があるとすればやらなければならないとか、そういったところのフィールドがまだでこぼこといいますか、そういったことがあります。ですから、大崎広域とかああいったところでも、今担当の課長さんたちの中ではいろいろ話が出ているようで、水道の料金の問題、これは町村の料金ではなくて、そういった負担金というものが今共同でやっているわけでございますけれども、そういった中でも立場立場違いまして、例えば大和とか大崎は多く持っている。ほかは少なく持っている。その中で調整とかですね、そういったものもあるわけでございますので、そういった最終的な認識はあると思っておりますが、どの段階から、いつから入るかというものについては、じゃあ、今から早速やりましょう、みんなそろってというものではないんだと思います。ないといいますか、それぞれ違うんだと思いますので。ただ、こういったものについて、こういった考え、共通のああいったデ

一タも出ておりますから、そういったものを見た中で皆さんもいろいろ感じておられると思いますので、機会があるごとにそういった話について、正式話題というものではないにせよ、そういったものについての共通認識を少し持っていく必要はあると思います。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

先ほどの試算で見ますと、大和町のその時点での水道料金、約6,000円で、富谷町は3,200円ということで倍近い水道料金と想定されております。こういう事態が起きないようにぜひご奮闘を期待します。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

職員採用試験、アクティブ・ラーニングの手法を用いた選考についてをお尋ねします。

一方向性による知識伝達型の学修方法ではなく、学修者が能動的に学修する方法やそのプロセス、問題解決能力、批判的思考力、コミュニケーション能力といった汎用的能力の育成を図ることが期待されます。一般に、教室内ではグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等が、教室外でも共同学習、ケーススタディを使うなどの発見学習、調査学習、体験学習などがありますが、読書や作文、あるいは授業の内容を分析したり、まとめたりする行為も能動的に行う学修であるといわれております。

本町が地方創生のトップランナーとなるために、これからの職員に求められるパフォーマンスの高さ「主体性・多様性・協働性」の豊かさを適切に評価することを目的とすべきと考えております。具体的な選考方法は、グループワークとそれに連結された口頭試問、インタビュー形式等を基軸として、従来の試験とは一線を画した手法を導入してはいかがでしょうかということです。

議 長 （馬場久雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご提案のありましたアクティブ・ラーニングの手法を用いた職員選考試験、これは今年度岡山県の勝田郡の奈義町において21世紀型職員採用試験として実施されたもので、全国初の取り組みとして発表されたものでございます。

この取り組みは奈義町の教育・文化のまちづくり監である劇作家平田オリザ氏の提案によるものでございまして、具体的な選考方法は、グループ・ワークとそれに連結されたインタビュー形式の口頭試問を基軸としておるようでございます。

町が地方創生のトップランナーとなるために、これからの職員に求められますパフォーマンスの高さや「主体性・多様性・協働性」の豊かさを適切に評価することを目的として1次試験において学科、適正試験、作文、1次試験通過者に対しまして2次試験においてアクティブ・ラーニング型試験を実施しているものです。また、平田氏も課題の作成や採点等の監視を行い、試験官としても参加しているものであります。大和町においての職員採用につきましては、きのうの千坂議員のご質問でも触れさせていただきまされたけれども、採用試験時の2次試験におきましては、面接のほかには作文、グループ討議や窓口体験を実施しまして、さまざまな角度から志望者の適正、人間性などを採点しております。1次試験におきまして基礎的な学力を求めることは必須の要件であります。今年度2次試験におきましてはディベートを行いました。アクティブ・ラーニング型試験に一部通じるものがあると考えており、パフォーマンスの高さや「主体性・多様性・協働性」を求め、採点を行っておるところでございます。他の自治体と一線を画する試験方法で、意欲と実力を有する受験者を確保することも一つの手段であると認識しております。

なお、奈義町では一般行政職で昨年度の1次試験の合格者は17名でしたが、21世紀型職員採用試験を採用した今年度は6名と減少しておりまして、町の期待した結果とは異なったようになってきているようでございます。

本町では現在、2次試験においては町長私と副町長及び教育長が試験官の任に当たっておりますが、奈義町のように有識者である非常勤特別職を加えることなども含めて、どのような方法がパフォーマンスの高さや「主体性・多様性・協働性」の豊かさを有した人物を見極める手段として最適であるかは、さらに研究と調査を進めてまいらなければならないと考えております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

まず、聞いたことのあんまりないアクティブ・ラーニングというこれは、2010年あたりから大学の授業なんかでよく使われている手法だと伺っておりますが、簡単に言うと、学修というのは一方通行で教える、教えられるというようなもののやりとりで学力をつけるということではなしに、受け身で学ぶのではなくて、要するに能動的に自分の中に入っていくということを主眼に置いたということのようなんです。それを採用試験にどう反映させるかといった場合には、これは受験者に対してこれまでの受験のスタンス、要するに受験対策だとか、あるいは一般的な知識だとか、そういったことに加えて、先ほど申し上げたように能動的に物事に目を向けていくということを通じて、その方々の町の職員としてのふさわしい姿を見きわめていくというような手法のようなんです。ということは、これは出題する側、あるいは試験をする側の方が大きなそれに対する考え、あるいは出題する場合の受験者に対する対応だとかそういったものは、どちらかという受験者よりも大きな役割が求められるということも当然出てくるわけです。

具体的に言いますと、大和町のまちづくりとして、大和町の職員として何を求めるのか、どういうことであってほしいのかということをもより具体的なテーマを持って、共通の認識を持って、要するにディベートだったり、ディスカッションだったりをしていくということが求められる。ですから、成績がいいだとか悪いだとかということではなしの町の具体的な目標、かからなければならない課題、そういったものを明らかにしていく必要があるという考え方に立たなければならないということなんです。ですから、先ほど申し上げましたように試験を受けていただく方々にそういう気持ちになっていただくような環境づくりをするということで、町の採用に向けての考え方をそういうスタンスにしていってはいかがかという提言なんです、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の職員になってもらう方については当然町を愛してもらって、そしてよいまちづくりをとという基本的な考えはあるわけでございますけれども、また、例えば積極的にかかわってもらうとか、そういったものがあって、そういったことについてもいろいろ聞いたりはしております。

町の課題を整理して、そして、その課題についてそういった方々にそれをいろいろ

意見を述べてもらうと能動力については非常に意義あることだだろうと思います。

そうした中で、ちょっと難しいのが、例えば初級の子、上級の子、あるいは初級でも、実質は初級で受けてきても高校3年の子と、例えば大学を卒業してきた子、そういった方の差とか、そういったこともあるので、おっしゃっている、それで我々の責任もあるというお話だと思っておりますが、そういった課題もあるという中での話題の提供といえますか、テーマの提供というものは、なかなか我々もいつも悩むところはあるんです。そういった中で、本人のいいところなり、考えを引き出すということについて、これは大切なことですので、難しいとは言いながらやってきておりますし、これからもやっていかなければいけないと思いますが、一般的なものだけではなくて、町のそういったものについてこちらか示して意見を聞くとか、そういったことについては、そういった町を知ってもらう意味でも、前もってテーマを預ければ勉強してもらうためにもいい考えだとは思いますが。

今後、いろいろ先ほど申し上げましたけれども、そういったものについては研究もしておりますし、大いに参考にさせていただきたいと思っております。

議長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今、お話しいただいたことが実現できれば、これまでとまた違った見方で、より職員希望者の方と町の幹部の方々、あるいは執行者としての認識を余りずらすことなく、採用へのステップを駆け上がっていただけるのではないかと思います。簡単に言うと、適切にという言い方になりますけれども、要するに、先ほど申し上げましたように何のためにどういう手法をもって、これでどういうゴールを目指すんだということをあえて受験者に全て伝えるんですね。ですから、初級であれ中級であれ上級であれ、あるいは社会人枠であれ、その方々それぞれがそれぞれの立場、経験から生まれるそういったものを、今言った過程において出題者が丁寧に示すことによって、そこから発想されるその方々の考え方、あるいはひょっとするとそのことを聞いて気づきだとか、あるいは新たな発想だとか、そういうことを垣間見ることができるということだと思います。これはその出題者にとってもそういうプロセスを一緒に通ることによって、いや、待てよと、これはどうなんだということで、同じく学んでいけるということにもつながる。ですから、決して難しいことをテーマにするんじゃなくて、町が眼前で

課題としているようなそういったものを素直にぶつけるということによって、さまざまな受験者の能力を見極めるということが可能になるのではないかと思います。

今回の試験については、前年から大きく改良なされて採用試験を行われたとも伺っておりますので、さまざまな手法を取り入れて、必要な人材の確保に努めていただきたいと思います。今後は、要するに専門職、なかなか専門職とはいうものの資格を持っているということでの専門職ということではなしに、その専門性を生かすためにはその方々がどういう解決能力をお持ちになっていらっしゃるのかだとか、そういう町の課題というものは、その専門職の方にどういうことを求めているのかだとか、そういうことを提示していかなければならないですし、やっぱりこれまで以上に新卒者はもちろんですけれども、社会人枠というものを明確に打ち出して、さまざまな経験をされた方の中から郷土愛に優れた方を求めていくということもあわせてやっていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりのために幅広く人材を求めるということはこれまでもやってきておりますけれども、大切なことだと思っております。今専門性というお話もございました。そういった形で議員方々からもそういった考えも聞いております。最初から専門職というのがいいのか、だんだんだんだん育っていく間に専門職になっていくのかということはあると思いますが、いずれにしても幅広く人材を集めることについては、さまざまな努力をしていかなければいけない。今社会人枠というお話もございましたけれども、今社会人枠ではないのですが、社会人の方も受験されている方もおいででございます。そういった中で、いい人材を確保するべく、また応募した人をきちっと採用するための手法といいますか、そういったものについても今のご意見等も聞きながら、今後参考にさせていただきながら努めてまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

答弁書の中にちょっと気になる文言があったので、あえて確認をさせていただきます。

これを行った自治体のことをお話しされておりますが、その中で町の期待とした結果とは異なったものだったという一文が書かれていて、最後から10行目ぐらいですか、要するにこの採用試験は、直訳で私が理解するには、要するにこの町はその採用試験をやったことによって期待した結果は得られなかったと述べておりますけれども、これはその町がお話しになったことなんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、奈義町に問い合わせをといたしますか、その結果といたしますか、受話器に出た方が、減少しましたということをお答えおられたということでございまして、期待という言い方が、ちょっとこの辺については語弊があるかもしれません。その辺はちょっと考えるところです。はい、済みません。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

この文面を読むと、合格者の数が減ったということが期待を下回ったという理解なのか、この採用試験の形態そのものが期待に沿わなかったということなのか、この辺も含めて重要項目だと思うので、ぜひ確認をなされたほうがいいのかと思います。

いずれにつけても、有能な人材というのは、常にやっぱり確保したいということもありますし、定着していただけるような、その方々に問題意識とともにその解決策まで能動的にかかわっていただくような職員になっていただくことを期待を申し上げまして、私の一般質問を終結いたします。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで、昨日7名、本日5名、計12名の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午後 3 時 1 6 分 休 憩

午後 3 時 2 6 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第 5 5 号 大和町南部コミュニティセンター設置及び管理
に関する条例」

日程第 4 「議案第 5 6 号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 5 7 号 大和町放課後児童クラブ条例」

日程第 6 「議案第 5 8 号 大和町役場もみじヶ丘出張所の移転に伴う関係
条例の整理に関する条例」

日程第 7 「議案第 5 9 号 大和町税条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 6 0 号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の
課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 6 1 号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例」

日程第 1 0 「議案第 6 2 号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第 1 1 「議案第 6 3 号 平成 2 8 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 1 2 「議案第 6 4 号 平成 2 8 年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

日程第 1 3 「議案第 6 5 号 平成 2 8 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第 1 4 「議案第 6 6 号 平成 2 8 年度大和町後期高齢者医療特別会計補
正予算」

日程第 1 5 「議案第 6 7 号 平成 2 8 年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

日程第 1 6 「議案第 6 8 号 平成 2 8 年度大和町農業集落排水事業特別会計

補正予算」

日程第17「議案第69号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第18「議案第70号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第19「議案第71号 平成28年度河川改修工事（準用河川小西川外1）請負契約について」

日程第20「議案第72号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について」

日程第21「議案第73号 黒川地域行政事務組合理規約の変更について」

日程第22「議案第74号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合理規約の変更について」

日程第23「議案第75号 宮城県市町村職員退職手当組合理規約の変更について」

日程第24「議案第76号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理規約の変更について」

日程第25「議案第77号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について」

日程第26「議案第78号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について」

日程第27「議案第79号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第55号 大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例から、日程第27、議案第79号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第55号 大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、平成29年4月の開所に向け、工事を進めております大和町南部コミュニティセンター設置及び管理についての条例を定めるものです。

第1条につきましては、条例の趣旨について定めるものです。

第2条につきましては、コミュニティセンターの目的及び設置について定め、第2項につきましては名称及び位置について定めるものです。名称につきましては、大和町南部コミュニティセンターとし愛称をふれあいの杜とするものです。愛称のふれあいの杜は、全国各地から604点の応募があり、地域の代表者や関係団体の推薦者で構成する愛称選考委員会において選考を行い、最優秀案に選定されたものです。なお、次点の優秀案に選定された杜っこホールは、多目的ホールの名称といたしたものです。

第3条につきましては、コミュニティセンターの管理について定めるものです。

第4条につきましては、コミュニティセンターの使用許可について定めるものです。

第5条につきましては、コミュニティセンターの使用時間を午前9時から午後9時30分までと定めるものです。

2ページをお願いいたします。

第6条につきましては、コミュニティセンターの使用者の遵守事項として第1号から第4号まで定めるものです。

第7条につきましては、コミュニティセンターの使用許可の取り消し等について定めるものです。

第8条につきましては、コミュニティセンターの使用料について別表のとおり定めるものです。

第9条につきましては、使用料の減免について定めるものです。

第10条につきましては、損害賠償について定めるものです。

第11条につきましては、委任事項について定めるものもです。

附則といたしまして、1項は施行期日を平成29年4月1日と定めるものです。

3ページをお願いいたします。

2項は準備行為を定めるものです。別表につきましては施設区分ごとの施設使用料について定めるものです。備考の1につきましては施設使用の時間区分を午前、午後、夜間をもとにそれぞれ定めるものです。2につきましては他市町村の使用者の施設使用料について定めるものです。3につきましては入場料金の徴収、物品販売等に類するものの施設使用料について定めるものです。4につきましては冷房設備、暖房設備、調理台、移動式暖房器具を使用する場合の料金について定めるものです。5につきましては特別の照明、その他電気器具類を使用する場合の料金について定めるもの

です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第56号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、平成29年度より杜の丘地区に新たに児童館を開設することから、条例の一部を改正するものであります。

説明につきましては、別冊の条例議案等説明資料の1ページをお願いいたします。

説明資料1ページでございます。

こちらは大和町児童館設置条例の新旧対照表であります。

現在開館している児童館の位置の表示を改めるとともに、大和町南部コミュニティセンター内に開設する児童館の名称を大和町杜の丘児童館とし、新たに加えるものでございます。あわせまして名称の欄の施設の並びにつきましても整理をさせていただくものでございます。

議案書5ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例につきましては平成29年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第57号 大和町放課後児童クラブ条例であります。

今回の条例制定につきましては、6月定例会の全員協議会で放課後児童クラブの運営方針につきましてご説明申し上げておりますが、平成29年4月1日からの放課後児童健全育成事業の実施内容につきまして見直しを行ったことから、大和町放課後児童クラブ運営規則を廃止しまして、新たに条例を制定するものでございます。

第1条はこの条例を制定する趣旨をお示しをしております。この条例は、児童福祉法の規定に基づき、同法で定める放課後児童健全育成事業の実施に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第2条は放課後健全育成事業を実施する町内8カ所の放課後児童クラブの名称と位置についてそれぞれ定めているものでございます。

第3条は放課後児童クラブの休業日につきまして定めるものでございます。

第4条は利用時間について定めるものでございまして、第1項では、学校授業日の利用時間を授業の終了後から午後6時半まで、学校休業日は午前9時から午後6時半とするものでございます。第2項は延長時間を定めるものであります。

7ページをお願いいたします。

朝延長時間は学校休業日の利用のみでございまして、午前8時から午前9時までとし、夕延長時間は午後6時30分から午後7時までとするものであります。第3項は必要に応じて利用時間を変更することが可能とするものであります。

第5条は放課後児童クラブの利用に当たって児童の保護者は、早朝の利用に当たっては児童の保護者は町長の許可を受けなければならないとするものであります。

第6条は利用料について定めるものでございまして、第1項は第4条第1項で規定しております利用時間を無料とするものであります。第2項は第4条第2項の朝延長時間を利用するときは、それぞれの区分におきまして利用のご負担をいただくものであります。第3項は夕延長時間の利用に際しまして、利用について規定をしております。第4項は第5条の規定に基づき、朝延長時間の利用許可を得た児童は、夏季休業等の長期休業時間外の学校休業日の朝延長時間を無料で利用できるものとするものでございます。第5項は延長料の変更について定めるものでございます。

第7条は延長利用料の減免について定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第8条は委任でありまして、この条例に定めるもののほかは、必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行は平成29年4月1日とするものの、また放課後児童クラブの申請、許可等の条例施行に関する手続等につきまして、準備行為につきましても施行前においても実施することができるものとするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長 櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第58号 大和町役場もみじヶ丘出張所の移転に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

この条例につきましては、平成29年4月1日、大和町南部コミュニティセンターの開設に伴いまして、もみじヶ丘出張所を同センター内に移転しまして、名称も杜の丘出張所と改めるもので、関係する条例の整理を行うものでございます。

内容の説明につきましては、条例議案説明資料、議案第58号関係で説明をさせていただきます。

説明資料の2ページをお願いを申し上げます。

第1条関係でございます。大和町役場出張所設置条例でございます。第2条の出張所の名称及び位置を大和町役場杜の丘出張所、住所につきましては大和町杜の丘1丁目13番地と改めるものでございます。

説明資料3ページ目をお願いいたします。

第2条関係でございます。大和町公告式条例でございます。第2条第2項第2号掲示場の場所を大和町役場杜の丘出張所前掲示場と改めるものでございます。

議案書にお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、議案書10ページをお願いをいたします。

議案第59号 大和町税条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の4ページから13ページまでの議案第59号関係新旧対照表をお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運用に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、外国居住者等に係る特例適用利子等または特例適用配当等の額に係る所得につきまして分離課税を行うものでございまして、平成29年1月1日からの施行を予定してございます。なお、今回の改正におきましては、総務省より一部改正につきましても準則が示されておきまして、その準則にのっとり一部改正を行っておるところでございます。また、新たに附則第20条の2を新設をいたしますことから、附則20条の2を附則第20条の3といたしまして、附則第20

条の次に附則第20条の2として加えますことから、法令準則により改正書式として附則第20条の3から改正を行っているところでございます。

なお、新旧対照表につきましては附則第20条の2からお示しをさせていただいておりますところでございます。初めに、附則第20条の3でございますが、附則第20条の2を新設することに伴います条ずれでございまして、法律改正に合わせまして主に対応条項等についての改正を、また文言等の見直しを行っているところでございます。

次に、議案書11ページから13ページまでの附則第20条の次に新設をいたします附則第20条の2といたしまして、第1項から第5項第4号までの条項構成となっております。法律改正に合わせまして特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例といたしまして、外国居住者等に係る特例適用利子等、または特例適用配当等の額に係ります所得につきましては分離課税を行うものとする内容の規定の新設をしているところでございます。

次に、附則でございます。施行期日でございます。

この条例は所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

次に、経過措置でございます。この条例による改正後の大和町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等、もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等、もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

次に、続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第60号でございます。大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の14ページ、15ページ、議案第60号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、復興産業集積区域への設備投資や雇用の強化等による被災地の復興を推進するため6月の宮城県議会におきまして復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正がなされましたことを受けまして、本町の復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の要件となる対象設備の新設、または増設の適用期限等についての改正を行うものでございまして、第2条中、平成

28年3月31日を平成29年3月31日に改めるものでございます。

次に、第3条第1項中、納期限前7日を納期限に、また同項第1号中、指名または名称及び住所または所在地につきましては、マイナンバー法によりまして指名または名称、住所または所在地及び個人番号または法人番号等に改めるものでございます。

附則でございます。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用をするものです。ただし、第3条第1項第1号の改正規定につきましては平成28年1月1日から適用するものでございます。

次に、経過措置でございます。この条例の施行前にされた申請に基づく固定資産税の課税免除申請については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

次に、続きまして議案書15ページをお願いいたします。

議案第61号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の16ページから19ページまでの議案第61号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、先ほどの議案第59号 大和町税条例の一部を改正と関連をしたものでございまして、税条例同様に所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運用に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に特例適用利子等及び特例適用配当等の額を含めることとしたものでありまして、平成29年1月1日からの施行を予定してございます。また、改正におきましては税条例の一部改正と同様に、総務省より一部改正につきましの準則が示されておりまして、その準則にのっとり一部改正を行っておりますとともに、新たに附則第10項及び附則第11項といたしまして2項を加えますことから、法令準則により改正書式として附則の最終項から順次改正を行っているところでございます。

なお、新旧対照表につきましては、附則第10項から順次お示しをさせていただいております。

初めに、附則第12項を附則第14項とするものでございます。次に、附則第11項中、第3条中及び算入所得金額の合計額から、同項各号以下から租税条約等実施特例法第3条の2の2、第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額、括弧とまでを削りまして、同項を附則第13項とするものでございます。

次に、附則第10項中の第3条中及び山林所得金額の合計額から、同項各号以下から租税条約等実施特例法第3条の2の2、第10項に規定する条約適用利子等の額の合計

額、括弧とまでを削りまして、同項を附則第12項とするものでございます。

次に、附則第9項の次に附則第10項といたしまして、法律改正に合わせまして新たに特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例といたしまして、町民税で分離課税されます特例適用利子等の額を国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に含めるものとする内容の規定でございます。附則第11項につきましても、法律改正に合わせましての新たに特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例といたしまして、町民税で分離課税されます特例適用配当等の額を国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に含めるものとする内容の規定でございます。

附則でございます。施行期日でございます。この条例は所得税法等の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行をするものでございます。

次に、経過措置でございます。この条例による改正後の大和町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日の属する年の翌年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等もしくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等もしくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものがございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。

議案第62号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、別冊の条例議案等説明資料20ページ、21ページをお願いいたします。議案第62号関係新旧対照表でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、本年10月10日に富谷町が市制に移行することに伴い、本都市公園条例の別表第4の移行第1号を改正するものでございます。別表第4移行第1号中の大和町を富谷市・大和町に改め、「・富谷町」を削るものでございます。

議案書18ページにお戻りを願います。

附則でございます。この条例は平成28年10月10日から施行するものでございます。
以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書19ページをお願い申し上げます。

あわせて、歳入歳出補正予算事項別明細書第4号別冊の資料もございまして、
そちらもお手元にご準備をお願い申し上げます。

それでは、議案書19ページでございます。

議案第63号 平成28年度大和町一般会計補正予算(第4号)であります。

平成28年度大和町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるもので
あります。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億177万9,000万円
を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,264万3,000円とするも
のでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、「第1表」によるものでございます。

それでは、お手元の別冊の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。

15款1項1目民生費国庫負担金につきましては、平成27年度の介護保険事業に係り
ます低所得者保険料軽減負担金の国庫負担分2分の1相当額の7,000円を見込むもの
でございます。

3目災害復旧費国庫負担金につきましては、準用河川山田川の台風18号大雨豪雨災
害復旧事業費負担金836万4,000円を追加するものであります。

2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、歳出の意味合いで措置
いたします分の追加と、当初予算において措置済みの分を差し引きまして、4,860万
円を追加するものであります。

16款1項1目民生費県負担金であります。6節老人福祉費負担金につきましては、
国庫負担金同様に介護保険事業に係ります低所得者保険料軽減負担金の県費負担金相
当額4分の1相当額3,000円を見込むものでございます。

同じく3項3目教育費委託金であります。

1 節学校教育費委託金は、スクールソーシャルワーカー活用委託事業費の確定により420万9,000円を追加するものであります。

18款 1 項 3 目教育費寄附金は、全国子供会連合会からの昨年の台風18号大雨豪雨災害に係ります寄附金10万円を社会教育寄附金として追加するものであります。

20款 1 項 1 目繰越金につきましては、平成27年度からの繰越金でございます、調整財源としての計上でございます。2億2,562万円でございます。

4 ページをお願いいたします。

21款 5 項 3 目雑入につきましては、台風18号大雨豪雨災害、農地等災害復旧事業の精算によります市町村負担金の返還金1,487万6,000円を追加するものでございます。歳入につきましては以上でございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお願い申し上げます。

初めに、人件費関係の補正であります、本年4月の人事異動に伴い、各費目におきまして人件費に過不足を生じる見込みでございます。関係の各費目におきまして、人件費関係の補正をお願いしてございます。なお、各費目ごとの説明については省略させていただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き 6 ページについてご説明を申し上げます。

2 款 1 項 3 目財政管理費であります。ふるさと寄附金事業につきまして、寄附金のクレジットカードでの納付の取り扱いを9月1日から開始したことに伴い、寄附金の収納代行に係ります手数料、収納金額の1%に消費税を加えまして1.08%の相当額を見込みにより役務費手数料に追加をいたし、同額を積立金から調整減額するものでございます。

2 款 1 項 5 目財産管理費でございます。12節役務費につきましては、南部コミュニティセンターの火災保険料額の見込み額の確定による追加でございます。

13節委託料は、公共施設等総合管理計画策定業務に係ります入札の差金271万円を減額し、南部コミュニティセンターに引き渡し後の開館までの清掃整備の業務委託料45万5,000円を追加し、公用車管理費といたしましては、議会専用車の運転業務委託に要する費用83万円を追加するものであります。あわせまして144万5,000円の減額でございます。

15節工事請負費は、吉田コミュニティセンター管理費、鶴巣防災センター管理費におきまして空調機器の設置工事、音響設備の更新等に係ります事業費の確定により、あわせまして55万円を減額するものであります。

18節備品購入費につきましては、庁舎管理費といたしまして本庁舎、小・中学校、保育所、保健福祉総合センター、文化創造センターに配備します押し出し式の小型除雪機14台の購入費を315万2,000円の追加措置をいたすものでございます。

19節負担金は、防火管理者の資格取得の講習の受講料をお願いするものでございます。以上あります。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

続きまして、6目企画費についてご説明申し上げます。

企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、大和町南部コミュニティセンターの調理室用の食器、調理器具代、印刷製本費につきましては、南部コミュニティセンターのリーフレット印刷代の補正をお願いをするものでございます。

13節委託料につきましては、テレビ難視対策として平成16年度に吉田地区、難波金取南地区、大平地区、北目大崎地区の4地区のテレビ共同受信施設を整備いたしましたが、受信施設の設置後、テレビ放送がアナログ方式からデジタル方式へ完全移行しており、将来的なテレビ共同受信施設の5改修計画等の検討の基礎資料とするため、共同受信施設を利用しています508世帯を対象に現時点でのテレビ受信障害調査を行うため、業務委託料の補正をお願いをするものでございます。また、子育て支援住宅等の地域定住策検討業務委託料の補正をお願いをするものでございます。詳細につきましては本日の議会全員協議会において説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、南部コミュニティセンター周辺の環境整備として多目的広場、駐車場、構内通路の工事を行うものです。多目的広場は、暗渠排水フェンス設置、ベンチ、あずまやの設置工事を行うもの、駐車場は舗装工事、排水設備工事、照明等設置工事を行い、86台分の駐車場を確保するものです。構内通路は南北120メートルの通路舗装工事を行うものでございます。南部コミュニティセンターの付帯工事として、カーテン、ブラインド、多目的ホール内の防球ネット等の工事請負費について補正をお願いをするものでございます。

18節備品購入費につきましては、出張所児童館を含む南部コミュニティセンター関

係の備品購入のため補正をお願いをするものでございます。事務室の事務用机、椅子、出張所来客用の記載台、会議室用の会議用テーブル、椅子、和室用の折り畳みテーブル、調理室用の冷蔵庫、多目的ホール用の卓球台、バレーボール、バドミントン用のポスト、ネット、得点板などがございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金のSACCO関係特別交付分の2次交付の内定がありましたので、子供医療費助成事業に係る基金積み立てとして増額補正をお願いをするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、2項町税費でございます。

7ページをお願いをいたします。

2目賦課徴収費でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、法人町民税等の特別徴収歳出還付金と還付加算金に係る分といたしまして830万円の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総合費でございます。国民健康保険事業に伴う補正でございます。

28節繰出金につきましては、国保特別会計の繰出金であります。人件費調整に伴う減額補正でございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

3款1項2目老人福祉でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、介護保険に係ります平成27年度分低所得者利用負担金の精算によります県への償還金でございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費等に伴います繰出金の減額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事業に伴う補正でございます。

28節繰出金につきましては、後期高齢特別会計の繰出金であり、人件費調整に伴う補正でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

9ページ、お願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の23節償還金利子及び割引料につきましては、平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金補助金の確定精算によります国への返還金並びに未熟児養育医療費の精算確定によります国・県への負担金の返還金でございます。

次に、4目保育所費の23節償還金利子及び割引料は、平成27年度子ども・子育て支援交付金事業費の確定精算によります国・県への補助金の返還金及び保育所運営費の確定精算によります国・県への負担金の返還金であります。

10ページ、お願いいたします。

5目児童館費の18節備品購入費につきましては、新たに南部コミュニティセンター内に開設します児童館の運営に必要な備品の購入であります。事務所内に設置します冷蔵庫等の家電用品あるいは図書コーナーに設置します書架、テーブル、椅子等、あ

るいは遊具室に備えますホワイトボード、座卓、あるいは図書コーナーに設置します
図書の購入に予定をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

4款1項1目保険衛生総務費の28節繰出金につきましては、水道事業会計及び戸別
合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、11ページをお願いいたします。

4款2項1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理事業に伴う補正でござい
ます。

11節需用費につきましては、資源回収用ネットを補充、補整するものでございます。

13節委託料につきましては、杜の丘のクリーンステーション、植栽剪定業務を委託
するものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、5款1項2目農業総務でございます。最下段になります。

15節工事請負費でございますが、宮床基幹集落センター落合ふるさとセンター等の
管理費におきまして、空調機器等の整備事業費の完了確定により65万7,000円を減額
し、町民研修センター管理費といたしまして町民研修センターの大ホールの床暖房用
の修繕費を23万4,000円を追加し、差し引き36万4,000円の減額をお願いするもので
ございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

同じく3目農業振興費でございます。

19節負担金補助金及び交付金でございますが、平成27年度の一般青果物価格補償の額が確定したことによりまして造成額が不足したものでありまして増額するものでございます。

次に、5目農地費でございます。28節繰出金でございます。

農業集落排水整備事業特別会計へ繰出金の減額補正を行うものでありまして、人件費の調整でございます。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、13ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。

初めに、1項1目土木総務費になります。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正業務に要する費用をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目道路修繕費であります。

7節賃金につきましては、除雪作業の補助員に要する費用をお願いするものでございます。

11節需用費につきましては、除融雪に係る町民皆様へお知らせするチラシ1万1,400枚の印刷及び融雪剤の小分け用袋購入に要する費用と路面すりつけに要する費用をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、過去3年間の実績を考慮した除融雪作業の業務委託に要する費用と、町道偕楽園線の支障木伐採に要する費用をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、町道桜木沢線、大柵長倉線の舗装修繕工事及び馬場後石高線の道路修繕工事に要する費用をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

16節原材料費につきましては、融雪剤15トン及びアスファルト合材7トン、並びに道路補修用資材の購入に要する費用をお願いするものでございます。

3項1目河川費にあります樋函操作費の15節工事請負費につきましては、西川右岸の鳥屋樋函に係る開閉装置、巻き上げ機の点検において絶縁抵抗値が不良と確認されたために装置の交換の工事を行うもので、その費用をお願いするものでございます。

4項2目下水道費になります。

28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長（佐藤三和子君）

それでは、15ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費でございます。

12節役務費につきましては、中学校放課後自主学習にかかわる学び支援に対する保険料でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

続いて、16ページをお願いします。

4項社会教育総務費でございます。

1目社会教育総務費でございますが、9節旅費につきましては家庭教育サポートチーム定例会及び執行部会の各児童館長等の旅費でございます。

11節需用費ですが、全国子供連合会からいただいた寄附金で、ボランティア活動に使用する大型絵本等と18節備品購入費で紙芝居舞台スタンド、大型絵本スタンド等を購入するものでございます。

2目公民館費でございます。

7節賃金76万8,000円でございますが、病休代替事務補助員6カ月分の賃金でござ

います。

19節負担金補助金及び交付金の27万2,000円ではありますが、青年団員に対する補助金でございます。これはことしの6月5日、宮城県青年文化祭において合唱の部で最優秀賞を受賞して、11月11日から3泊4日で東京で開催される全国大会に県代表で参加する選手7名分の旅費の一部を補助するものでございます。以上です。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

17ページをお開き願ひします。

10款災害復旧費でございます。

2項2目河川災害復旧費になります。

15節工事請負費につきましては、準用河川山田川の復旧工事の実施に当たりまして査定単価を実施単価に更正した際に、その金額に差異が生じたため増額の補正をお願いするものでございます。

同じく、3項2目公共土木施設災害復旧費になります。

15節工事請負費につきましては、先ほどと同じように準用河川湯名沢川外1河川の復旧工事実施に当たり、査定単価を実施単価に更正した際に差異が生じたために増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書23ページをお願ひいたします。

議案64号でございます。平成28年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,966万6,000円を追加し、歳入支

出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,613万6,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

事項別明細書の24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項4目総務費国庫補助金は、国保保険制度関係業務の準備に要する国庫補助金でございます。増額補正するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、職員人件費等繰入金であり、減額するものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金からも繰り入れを増額するものでございます。

10款1項2目その他繰越金は、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、2節から4節までは職員人件費の減額を行うものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の実績見込みによる増額補正をするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

議案書25ページをお願いいたします。

議案第65号 平成28年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,031万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億825万5,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、平成27年度分介護給付費の精算によります県の負担金、7款1項1目一般会計繰入金の2節職員給与費等繰入金につきましては、4月の人事異動に伴います人件費調整に係る減額でございます。

4節低所得者保険料軽減繰入金につきましては、平成27年度分額確定によります繰入金でございます。

8款1項1目につきましては、繰越金の補正をお願いするものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、人件費の調整に係ります減額補正でございます。

2款1項2目施設介護サービス給付費等の19節につきましては、施設介護サービス等費の給付に要する費用の補正をお願いするものでございます。

3款1項2目償還金につきましては、平成27年度分の介護給付費等地域支援事業の実績によります国庫等への補助金償還金の補正をお願いするものでございます。

4款2項1目介護予防マネジメント事業費の2節から4節につきましては、人件費の調整に係ります減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案66号になります。平成28年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,970万6,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

事項別明細書37ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、4節職員人件費調整に伴う増額補正をするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の29ページをお願いします。

議案第67号 平成28年度大和町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成28年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,885万円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

明細につきましては、事項別明細書40ページをお願いします。

今回の補正でございますが、都市施設であります道下都市下水路に農業用水を取水するゲートの改修を行うもの、公共下水道では大和町吉岡字上道下地内における污水管布設工事を行おうとするものであります。また、南部コミセンに現在整備中であり、ますマンホールトイレ上屋のトイレブース及び便器手動ポンプについて備品購入とするものであります。

初めに、道下都市下水道についてですが、大和町吉岡市街地の雨水排水を目的とし、総排水区域約65ヘクタール、大和町分約61ヘクタール、大衡村分約4ヘクタール分、全体延長3,020メートル、断面は幅、高さとも60センチから幅2.3メートル、高さ1.5メートルのコンクリート構造物として昭和47年9月に都市計画決定された雨水排水路

でございます。整備済み箇所は、国道457号と町道吉岡吉田線が交差します吉岡南1丁目付近から国道4号沿いのホテル脇を通り、同国道を横断し、1級河川善川に流入する部分でございます。延長については、1,982メートルでございます。同排水路については、農業用水路兼用となっており、現在も中流部吉岡東下蔵付近から分岐し、国道4号コンビニ前にありますゲートを利用して取水している系統、国道4号しだ町交差点より約100メートル南側にありますホテル脇から東に国道を横断したところにありますゲートを利用して取水しています系統、下流に行きますと県道塩釜吉岡線横断後、町村境を越え、大衡村大衡字新海老沢の箇所において取水しております系統がございます。現在国道4号付近で取水しております2カ所についてはスライドゲートが設置されており、その開閉によって取水等を行っているところでございます。新海老沢の箇所については、幅2メートル、深さ1.5メートルの箇所に水路を二分する形に板ガカリのついたコンクリート支柱と上部で一体となった幅40センチほどのコンクリート板が設置されている現状で、その部分に2列に板をはめ込み、用水として使用しているものであります。近年の豪雨等により水量、水位が急激にふえますと、せきとめています板が外せない状況になってしまい、外そうとする作業には危険を伴うことや、水路センターに支柱が立っていますので、ごみ等体積により流れを阻害し、水路があふれる恐れがあることなどから安全面を考慮し、ゲートの改修を行うものであります。

なお、本町の雨水流入が約9割を占めるものでありますが、本用水を使用し、耕作しております箇所が、大衡村部分がほとんどであることを踏まえ、大衡村と負担協定について締結を予定しているものであります。

公共下水道については、大和町吉岡字上道下地内において家屋の改築を計画している相談を受けましたので、今回その受け皿として汚水本管、ウイユワイ150ミリ、延長48メートル、公共ます2カ所の整備を行おうとするものであります。また、現在南部コミセンに整備中でありますマンホールトイレについて、備蓄倉庫内に整備しますトイレブース、便器、手動ポンプについて備品購入とするものであります。備品購入費については、工事請負費からの組みかえによって行うもので、補助金については変更ございません。

初めに、歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、人件費の調整による減となるもののゲート改修及び汚水管布設工事によります増額の補正であります。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰

り越しの補正計上であります。

6 款諸収入 1 項 1 目雑入につきましては、ゲート改修に係る大衡村の負担金を見込むものでございます。

続きまして、歳出であります。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、人件費の調整に伴う補正で、4 節共済に係る補正でございます。

同じく 1 款土木費 1 項 1 目建設費につきましては、人件費の調整のほかゲート改修工事、公共下水道污水管布設工事に伴う補正で、2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては人件費の調整によるもの、13 節委託料についてはゲート改修にかかわる測量設計業務の補正であります。

15 節工事請負費については、ゲートの改修工事費及び公共下水道污水管布設工事の補正でございます。

18 節備品購入費については、南部コミセンに現在整備中でありますマンホールトイレの上屋部分、トイレブースと便器、手動ポンプの購入費用であります。以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の 31 ページをお願いします。

議案第 68 号 平成 28 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成 28 年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,388 万 9,000 円とするものであります。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書 46 ページをお願いします。

初めに、歳入であります。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金については、人件費の調整に伴う減額補正となるものであります。

歳出です。

1 款農業集落排水事業 1 項 1 目一般管理費で、3 節職員手当、4 節共済費いずれも人件費の調整によるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書の33ページをお願いします。

議案第69号 平成28年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成28年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,037万2,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書49ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金で、人件費の調整による繰入金の補正であります。

歳出です。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費3節職員手当等、4節共済費、いずれも人件費の調整によるもの。

1款合併処理浄化槽2項1目合併処理浄化槽建設費、4節共済費についても人件費の調整によるものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

議長 (馬場久雄君)

暫時休憩をします。

休憩の時間は、10分間とします。

この後に全員協議会が引き続き行われますので、資料の配付も兼ねたいと思いますので、よろしくをお願いします。

午後4時29分 休憩

午後4時40分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

議案書35ページをお願いします。

議案第70号 平成28年度大和町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条総則です。

平成28年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条収益的支出であります。

平成28年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款水道事業費用に434万5,000円を追加し、合計を9億4,650万1,000円とし、第1項営業費用にも同額を追加し、合計9億2,228万8,000円とするものであります。

第3条議会の議決を得なければ流用することができない経費であります。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。（1）職員給与費について4,293万8,000円とするものであります。

事項別明細書54ページをお願いします。

平成28年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。収益的支出1款水道事業1項1目上排水費いずれも人件費の調整によるものでございます。以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

議案第71号 平成28年度河川改修工事（準用河川小西川外1）請負契約についてでございます。

恐れ入りますが、別冊の議案説明資料、議案第71号関係のご用意をお願いいたしますと思います。

上記の工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法、昭和22年法律第67号第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、契約の目的、平成28年度河川改修工事（準用河川小西川外1）でございます。2としまして、契約の方法、一般競争入札による請負契約でございます。3 契約の金額でございます。5,562万円うち消費税が412万円でございます。契約の相手方、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社でございます。詳細につきましては説明資料で説明いたします。

説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、入札の状況でございます。入札参加資格につきましては、初めに地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。それから、平成27年、28年度大和町建設工事入札参加資格の承認されたもので、下記の事項に全て該当するものであることでございます。

①といたしまして、黒川郡内に本社もしくは営業所等を有することでございます。
②としまして、土木一式工事の格づけがB級で700点以上であることでございます。
③としまして、建設業法に規定する建設業の許可、特定または一般の許可を受けているものがございます。
④といたしまして、工事現場に管理技術者または支援技術者を専任で配置できることでございます。
⑤といたしまして、宮城県及び宮城県内の地方自治体から指名停止処分、入札公告期間中に指名停止処分を受けていないことでございます。

次に、入札の方法でございます。入札の方法につきましては、ダイレクト型一般競争入札で執行してございます。入札書につきましては、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で所定の期日まで届くようにすることとなっております。所定の期日に間に合わなかった場合については失格とするものがございます。この入札による参加資格申請者で有資格者と判定されたものの数が1社の場合でも執行することとしております。

続きまして、入札の参加者でございます。入札参加者は2社でございます。八嶋建設株式会社、それから株式会社佐々木工務所でございます。

入札の結果につきましては、八嶋建設株式会社が5,562万円、税込みでございます。この金額で応札しております。予定価格につきましては5,183万円。低入札調査基準

価格につきましては4,399万8,000円となっております。以上のことから、平成28年8月25日に八嶋建設株式会社と仮契約を締結したところでございます。

2ページをお開きください。

契約内容につきましては、請負代金額が消費税込みで5,562万円でございます。契約相手方につきましては、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社でございます。

事業の概要につきましては、施工場所は大和町鶴巣小鶴沢地内でございます。

完成工期につきましては、平成29年3月25日でございます。

工事の概要でございますが、施工の総延長が392.1メートルで、うち小西川本線に係る部分が134.7メートルでございます。内訳としまして、護岸工としてコンクリートブロック積み37.7メートル、水路工として大型水路が97メートルでございます。小西川の支線の寺ノ沢水路でございますが、延長が257.4メートル、内訳としまして水路工として大型水路が211メートル、畦畔盛り土46.4メートル、ほかに接続ますを3カ所施工するものでございます。

3ページをお開きください。

位置につきましては、小西川につきましては町道小鶴沢線沿いで、平成27年度の工事の完成起点から環境事業公社入り口手前の整備済みまでの区間でございます。また、寺ノ沢水路につきましては、小西川合流点から町道小鶴沢線を交差して、上流側への整備でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

小西川の計画平面図、それから5ページが標準断面図でございまして、赤く着色した部分が今回の施工部分となります。

6ページにつきましては、寺ノ沢水路の計画平面図、7ページがその標準断面図でございます。同じく赤く着色した部分が今回の施工でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、議案書37ページをお願いいたします。

あわせまして、条例議案等説明資料の22ページをお願いいたします。

議案第72号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について、地方自治法第252条の6の規定により、仙台都市圏広域行政推進協議会規約を別紙のとおり変更することについて、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願いをするものでございます。

38ページをお願いいたします。

別紙としまして、仙台都市圏広域行政推進協議会規約の一部を変更する規約としまして、仙台都市圏広域行政推進協議会規約の一部を次のように変更するものでございます。

条例議案説明資料の22ページをお願いをいたします。

議案第72号関係、仙台都市圏広域行政推進協議会規約の新旧対照表でございます。

第3条中、岩沼市の次に「・富谷市」を加え、「・富谷町」を削るものでございます。

議案書にお戻りを願います。

附則としまして、この規約は平成28年10月10日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長 櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、議案書39ページをお願いを申し上げます。

議案第73号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてでございます。

富谷町が富谷市となることに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

条例議案説明資料第73号関係でございますが、23ページもご準備をお願いを申し上げます。

別紙の資料23ページをごらんいただきたいと思います。

第2条中、大和町、大郷町、富谷町を富谷市、大和町、大郷町に、関係町村を関係市町村に改めるものでございます。

第3条第5号及び第6号中、富谷町を富谷市に改め、同条第8号及び第9号中、関係町村を関係市町村に改めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第5条第1項中、関係町村を関係市町村に、「大和町にあつては5人を、大郷町にあつては4人を、富谷町にあつては4人を」の部分を「富谷市にあつては4人を、大和町にあつては5人を、大郷町にあつては4人を」に改め、同条第3項第4項中、関係町村を関係市町村に改めるものでございます。

第6条中、関係町村を関係市町村に、第8条中、関係町村を関係市町村に、関係する町村を関係する市町村に、第9条第2項及び第3項並びに25ページから26ページになりますが、第16条第1項第2号及び第2項中、関係町村を関係市町村に改めるものでございます。

別表26ページになりますが、別表第2、16条関係中、町村名を市町村名に改めまして、町村名の記載順でございますが、大和町、大郷町、富谷町、大衡村を富谷市、大和町、大郷町、大衡村、負担割合60.0%、15.0%、10.4%、14.6%を10.4%、60.0%、15.0%、14.6%の順に改めるものでございます。

議案書40ページにお戻りをいただきたいと思います。

別紙の附則でございます。

この規約は平成28年10月10日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

あわせまして、条例議案等説明資料の27ページをご用意したいと思います。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更でございます。

今まで富谷市になる関係でございます。よろしくお願ひします。

地方自治法第286条第1項の規定により、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙42ページをお願いいたします。

吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の一部を次のように変更するものでございます。

新旧対照表27ページをお願いいたします。

題名を次のように改めます。吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約。

第1条中、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合を吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合に改めるものでございます。

第2条中、大和町、大郷町、富谷町を富谷市、大和町、大郷町に改めるものでございます。

第4条中、黒川郡大和町吉岡字町裏16番地を、黒川郡大和町吉岡字西桜木1番地の1に改めるものでございます。

第5条第1項中、富谷町を富谷市に改めるものでございます。

議案書42ページをお願いいたします。

附則でございます。

この規約は平成28年10月10日から施行するものです。ただし、第4条の改正規約は知事の許可のあった日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

議案第75号の前に、先ほど説明を申し上げました議案第73号で1カ所訂正部分がございますので、大変申しわけございません。説明をさせていただきます。

議案書40ページでございますが、別表第2の第16条関係でございます。この表に町村名となっておりますが、正しくは市町村名でございます。大変申しわけございませんでした。訂正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

議案第75号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

同じく、富谷町が富谷市になることに伴うものでございますが、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思います。あわせて議案の説明資料28ページをごらんいただきたいと思います。

宮城県市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更するものでございます。
別表第1中、東松島市の次に富谷市を加え、富谷町を削るものでございます。

次に、別表第2、第2区の部中、栗原市の次に「・富谷市」を加え、第5区の部中、「・富谷町」を削るものでございます。

議案書44ページに戻りまして、附則でございます。

この規約は平成28年10月10日から施行するものでございます。以上でございます。
よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案書45ページをお願ひ申し上げます。

議案第76号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてござい
ます。

同じく、富谷町が富谷市になることに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規
定によりまして、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について同法
第290条の規定によりまして議会の議決をお願ひするものでございます。

議案書46ページ、別紙をごらんをいただきたいと思ひます。あわせまして、新旧対
照表につきましては説明資料29ページになります。お願ひを申し上げます。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の一部を次のように変更するもので
ございます。

第5条第2項中、大崎市の次に「・富谷市」を加え、「・富谷町」を削るものでご
ざいます。

別表中、大崎市の次に「・富谷市」を加え、「・富谷町」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成28年10月10日から施行するものでございま
す。以上でございます。

引き続きまして、議案書47ページをお願ひを申し上げます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
でございます。

同様に富谷町が富谷市になるものでございまして、地方自治法第252条の7第2項の
規定によりまして、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規
約を別紙のとおり変更することにつきまして、同条第3項において準用する同法第
252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願ひするものでございます。

議案書48ページ、別紙、あわせまして説明資料の30ページ、新旧対照表をごらんい
ただきたいと思ひます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のよ

うに変更するものでございます。

別表第1中、「・富谷町」を削り、「・大崎市」の次に「・富谷市」を加え、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合を吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成28年10月10日から施行するものでございます。以上でございます。

引き続きまして、議案書49ページをお願い申し上げます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてでございます。

同じく、富谷町が富谷市になるものでございますが、地方自治法第252条の7第2項の規定により、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書50ページ、別紙、あわせまして説明資料31ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1中、「・富谷町」を削り、「・大崎市」の次に「・富谷市」を加え、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合を吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合に改めるものでございます。

附則といたしまして、平成28年10月10日からこの規約は施行するものでございます。以上でございます。

続きまして、議案書51ページをお願い申し上げます。

宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてでございます。

同じく、富谷町が富谷市になることに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書52ページ、別紙、あわせまして説明資料32ページの新旧対照表をごらんをいただきたいと思えます。

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を次のように変更するものでございます。第4条中、黒川郡富谷町を富谷市に改めるものでございます。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号をあわせて削るものでございま

す。

附則といたしまして、この規約は平成28年10月10日から施行をするものでございます。以上となります。よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あす8日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時07分 延 会